

(案)

冊子製作はデザイン会社に発注。以下体裁は全てイメージ

# 柏市人と動物の共生未来ビジョン

人と動物の共生をイメージできるイラスト  
※以下イラスト，ロゴはあくまでもイメージ。ロゴ使用は無し。



令和8年〇月

柏市

(案)

# 目次

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 第1章 ビジョンの概要 .....                 | 4  |
| 1 策定の背景と目的 .....                  | 4  |
| 2 ビジョンの位置づけ .....                 | 4  |
| 第2章 柏市における動物の愛護と管理に関する現状と課題 ..... | 5  |
| 1 センターで収容する動物の状況 .....            | 5  |
| (1) 犬猫の収容と返還                      |    |
| (2) 犬猫の収容と処分(譲渡・殺処分)              |    |
| 2 ボランティア・事業者・関係機関との連携 .....       | 9  |
| (1) ボランティアとの連携                    |    |
| (2) 事業者との連携                       |    |
| (3) 獣医師会との連携                      |    |
| 3 犬猫等の適正飼育 .....                  | 11 |
| (1) 犬と猫の迷惑に関する通報                  |    |
| (2) 犬による咬傷事故                      |    |
| (3) 屋外で生息する猫                      |    |
| (4) 地域猫活動の推進                      |    |
| (5) 飼育されている犬猫等の引取り相談              |    |
| 4 防災体制 .....                      | 17 |
| (1) 防災に関する計画等                     |    |
| (2) 防災に関する協定                      |    |
| (3) 発災時施設整備状況                     |    |
| 5 動物愛護教育 .....                    | 18 |
| (1) こども向け教室                       |    |
| (2) 犬・猫しつけ方教室                     |    |
| (3) 動物愛護フェスティバル                   |    |
| 6 狂犬病予防法と所有者明示 .....              | 19 |
| 7 動物取扱業の登録等の状況 .....              | 20 |
| 8 特定動物の許可等の状況 .....               | 21 |
| 9 動物由来感染症に関する啓発の状況 .....          | 21 |
| 10 柏市動物愛護ふれあいセンターの現状 .....        | 22 |
| 第3章 本ビジョンについて .....               | 24 |
| 1 将来像 .....                       | 24 |
| 2 推進体制 .....                      | 24 |
| 3 取組の期間 .....                     | 24 |
| 4 対象動物 .....                      | 24 |
| 第4章 課題解決のための体系と取組 .....           | 25 |
| 1 ビジョンの体系 .....                   | 25 |
| 2 各課題における取組の区分と検討・着手に関する考え方 ..... | 26 |
| 3 取組 .....                        | 27 |
| 巻末 用語解説 .....                     | 34 |

## 《使用した語句や引用について》

### 略語について

- 動物愛護管理法：動物の愛護及び管理に関する法律
- 市条例：柏市動物の愛護及び管理に関する条例
- センター：柏市動物愛護ふれあいセンター
- 獣医師会：千葉県獣医師会、東葛地域獣医師会

### 用語について

※印で示す一部単語については巻末「用語解説」に説明を記載しています。

### 引用について

- ・掲載の図表は、環境省動物愛護管理行政事務提要、柏市保健事業年報、センター統計集計結果より作成。なお「犬猫等路上死体件数」は、柏市清掃事業概要より作成。
- ・掲載の課題は、市民アンケート(R8.1実施「人と動物の共生推進に関するアンケート」)、柏市動物共生未来ビジョン検討懇談会委員意見、職員ディスカッションから整理

## 第 1 章

## ビジョンの概要

## ▶ 1 策定の背景と目的

本市は、平成20年に中核市へ移行し、平成26年4月に柏市風早に柏市動物愛護ふれあいセンターを設立しました。センターでは、関係法令に基づき人と動物が共生する社会の実現に向けた取組を推進しています。

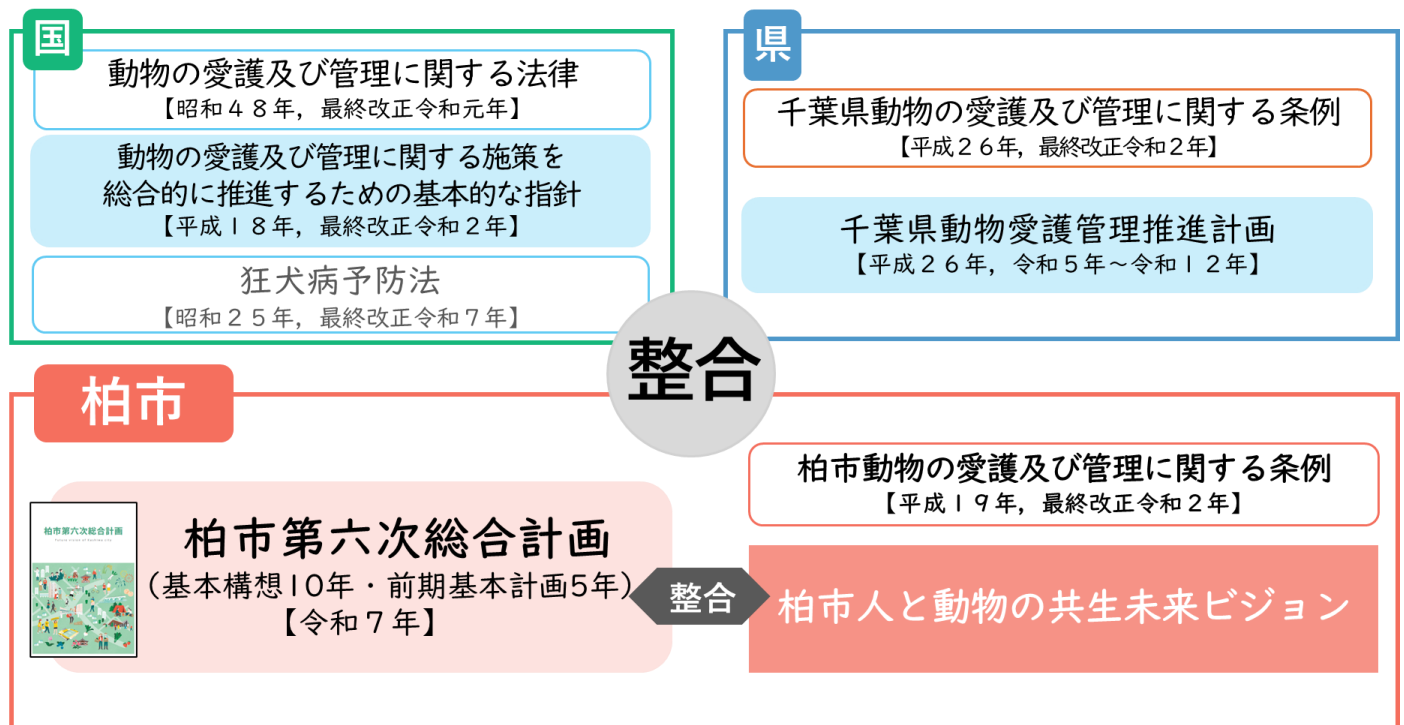
しかしながら、犬猫等の飼育問題に伴う市民生活への影響や、殺処分※をしない柏市の継続、関係者との連携不足など、様々な課題が依然として存在しております。

また、これらの課題が多様化・複雑化するなか、限られた人員や財源のもとで、すべての課題に計画的かつ効果的に対応していくことが難しくなっています。

そこで、あらためて本市の地域特性や現状の課題を整理し、市民、ボランティア、専門家、事業者等の皆様から幅広く御意見を伺いながら、本市が目指すべき将来像と、その実現に向けた取組の方向性を示す「柏市人と動物の共生未来ビジョン」を策定しました。

## ▶ 2 ビジョンの位置づけ

本ビジョンは、柏市第六次総合計画の基本的な目標である「もっと、居心地のよいまちへ」の実現等を踏まえ、動物の愛護及び管理に関する法律、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針、狂犬病予防法※、千葉県動物愛護管理推進計画、柏市動物の愛護及び管理に関する条例と整合を図りながら推進していきます。



## 第2章 柏市における動物の愛護と管理に関する現状と課題

### ▶1 センターで収容する動物の状況

#### (1) 犬猫の収容と返還

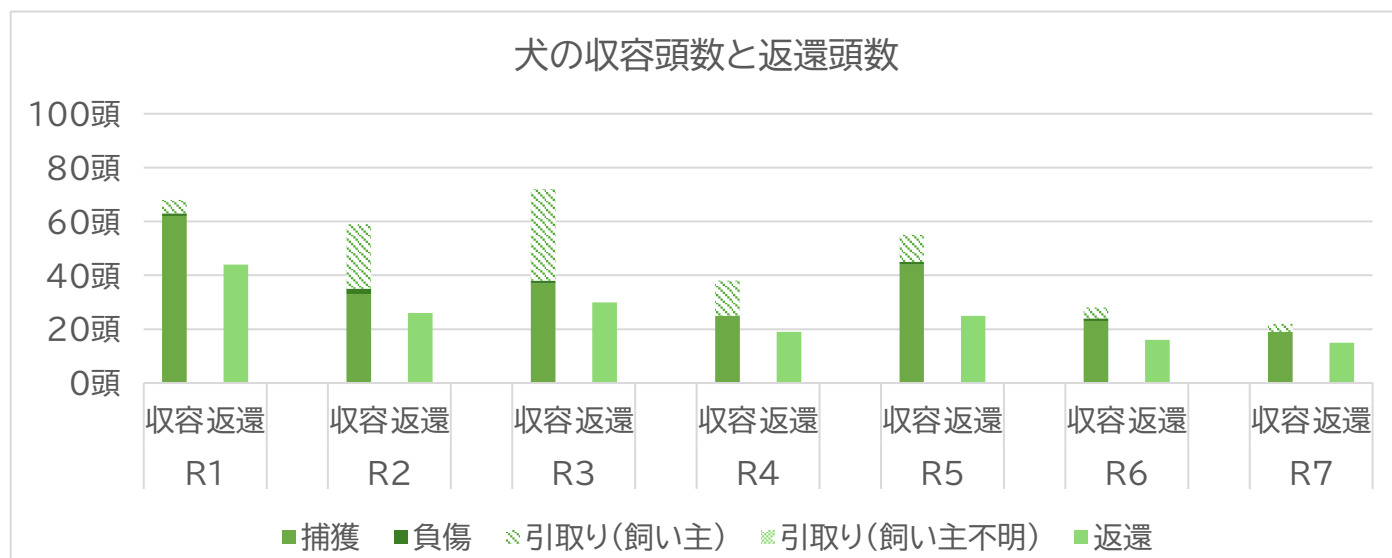
##### ■現状

柏市では、狂犬病予防法や市条例に基づく放浪犬の「捕獲」、動物愛護管理法に基づく路上で「負傷」した犬猫等の収容のほか、やむを得ない事情による飼い主からの犬猫の「引取り」、飼い主の判明しない犬猫の「引取り」を行っています。

飼い主の判明しない犬猫の情報は、本市が公示すると共に市のホームページに掲載するほか、鑑札※や注射済票※、マイクロチップ※の照合により飼い主への返還に努めています。

なお、犬では、狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録※制度の効果もあり、捕獲された多くは飼い主のもとへ速やかに返還されています。

一方、猫では、屋外で負傷した飼い主のいない成猫の収容や屋外で生まれた生後間もない子猫の引取りが多い傾向にあり、また、登録制度がなくマイクロチップの装着率も低いことから飼い主へ返還される猫は少数に留まっています。

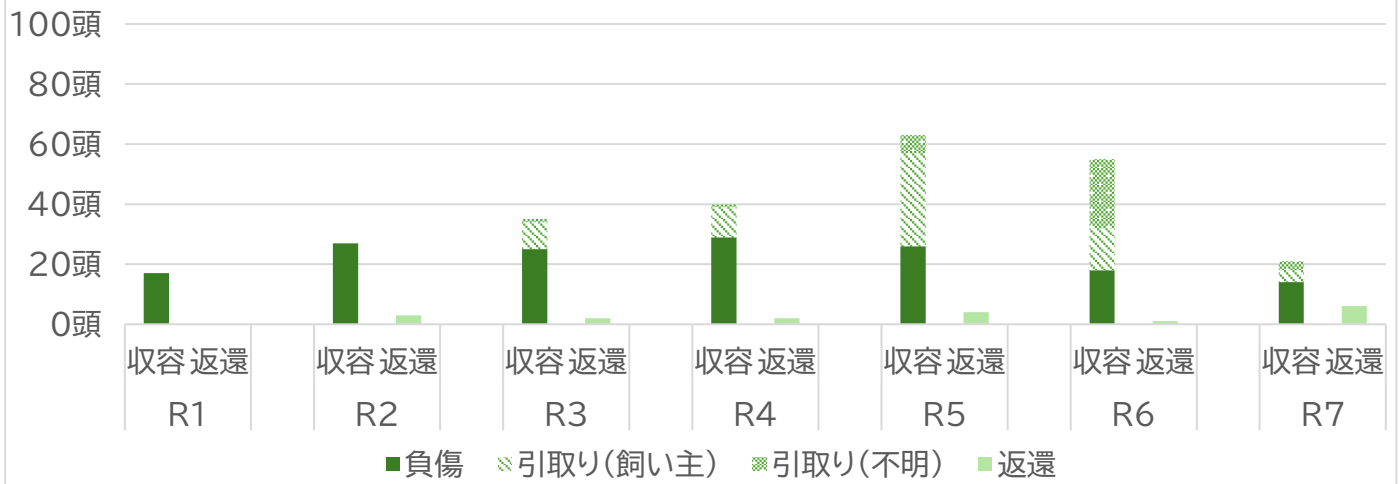


|              | R1        | R2        | R3        | R4         | R5        | R6        | R7        |
|--------------|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|
| 捕獲           | 62<br>【6】 | 33<br>【0】 | 37<br>【0】 | 25<br>【0】  | 44<br>【1】 | 23<br>【0】 | 19<br>【0】 |
| 負傷           | 1<br>【0】  | 2<br>【0】  | 1<br>【0】  | 0          | 1<br>【0】  | 1<br>【0】  | 0         |
| 引取り<br>(飼い主) | 5<br>【0】  | 24<br>【0】 | 34<br>【1】 | 13<br>【13】 | 10<br>【0】 | 4<br>【0】  | 3<br>【3】  |
| 引取り<br>(不明)  | 0         | 0         | 0         | 0          | 0         | 0         | 0         |
| 収容頭数         | 68<br>【6】 | 59<br>【0】 | 72<br>【1】 | 38<br>【13】 | 55<br>【1】 | 28<br>【0】 | 22<br>【3】 |
| 返還頭数         | 44<br>【0】 | 26<br>【0】 | 30<br>【0】 | 19<br>【0】  | 25<br>【1】 | 16<br>【0】 | 15<br>【0】 |

※【】はうち子犬の数

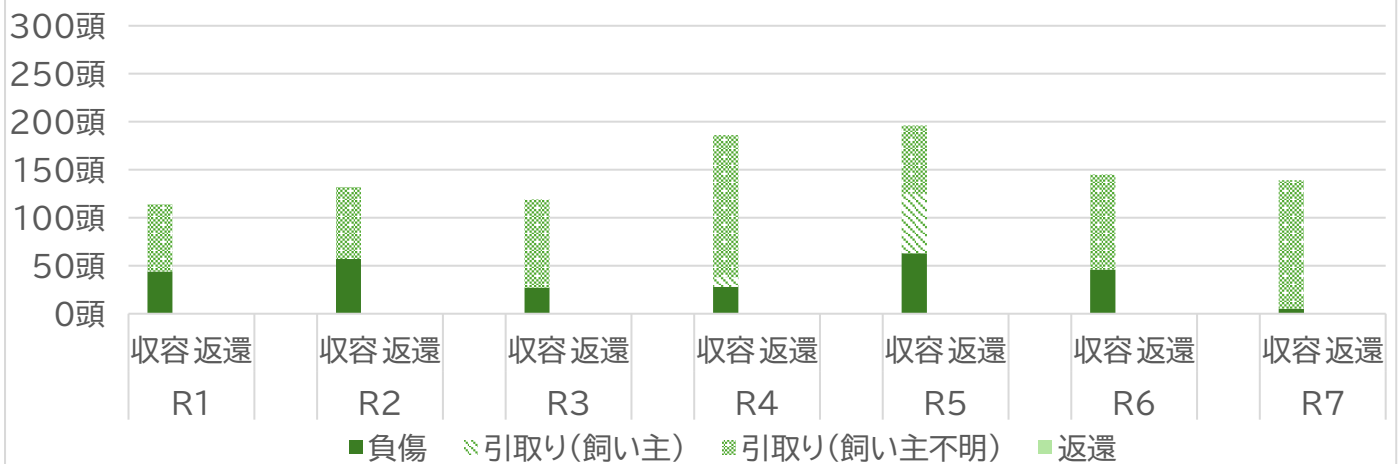
(案)

成猫の収容頭数と返還頭数



|                | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|----------------|----|----|----|----|----|----|----|
| 負 傷            | 17 | 27 | 25 | 29 | 26 | 18 | 14 |
| 引 取 り (飼 い 主 ) | 0  | 0  | 9  | 10 | 31 | 14 | 4  |
| 引 取 り (不 明 )   | 0  | 0  | 1  | 1  | 6  | 23 | 3  |
| 収 容 頭 数        | 17 | 27 | 35 | 40 | 63 | 55 | 21 |
| 返 還 頭 数        | 0  | 3  | 2  | 2  | 4  | 1  | 6  |

子猫の収容頭数と返還頭数



|                | R1  | R2  | R3  | R4  | R5  | R6  | R7  |
|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 負 傷            | 44  | 57  | 27  | 28  | 63  | 46  | 5   |
| 引 取 り (飼 い 主 ) | 0   | 0   | 0   | 10  | 62  | 0   | 0   |
| 引 取 り (不 明 )   | 70  | 75  | 92  | 148 | 71  | 99  | 134 |
| 収 容 頭 数        | 114 | 132 | 119 | 186 | 196 | 145 | 139 |
| 返 還 頭 数        | 0   | 0   | 0   | 1   | 0   | 0   | 0   |

## ■課題

- ・犬の逸走防止対策や猫の屋内飼育が十分に定着していません。
- ・飼い主の所有者明示の定着に向けた取組が不足しています。また、猫では、マイクロチップの装着が進んでいません。

## (2) 犬猫の収容と処分(譲渡・殺処分)

### ■現状

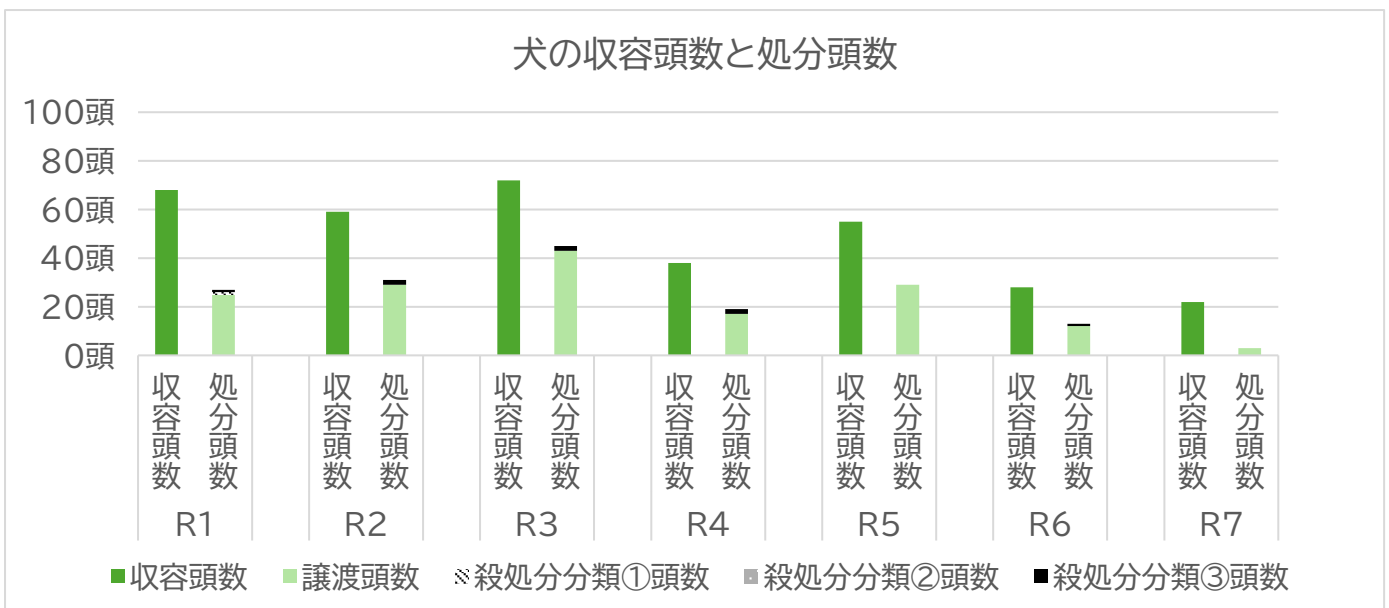
センターで収容した犬猫については、ミルクボランティア※や譲渡ボランティア※の協力を得て、新しい飼い主に譲渡しています。

また、令和2年8月より本市では「殺処分しないセンター」\*を掲げ、高齢や病気の犬猫についても獣医師会との連携で治療を行うなど、譲渡につなげるよう努めています。

一方、成猫については、高齢や病気等を理由に譲渡が困難な状態が発生しており、長期滞在頭数が増加しています。

\* 殺処分にに関する統計は、環境省による以下の分類で集計しています。

- ・分類①：譲渡することが適切でないことを理由にした殺処分
- ・分類②：愛玩動物、伴侶動物として家庭で飼養できる動物の殺処分
- ・分類③：センターで収容後の運搬中、飼養管理中に亡くなった動物

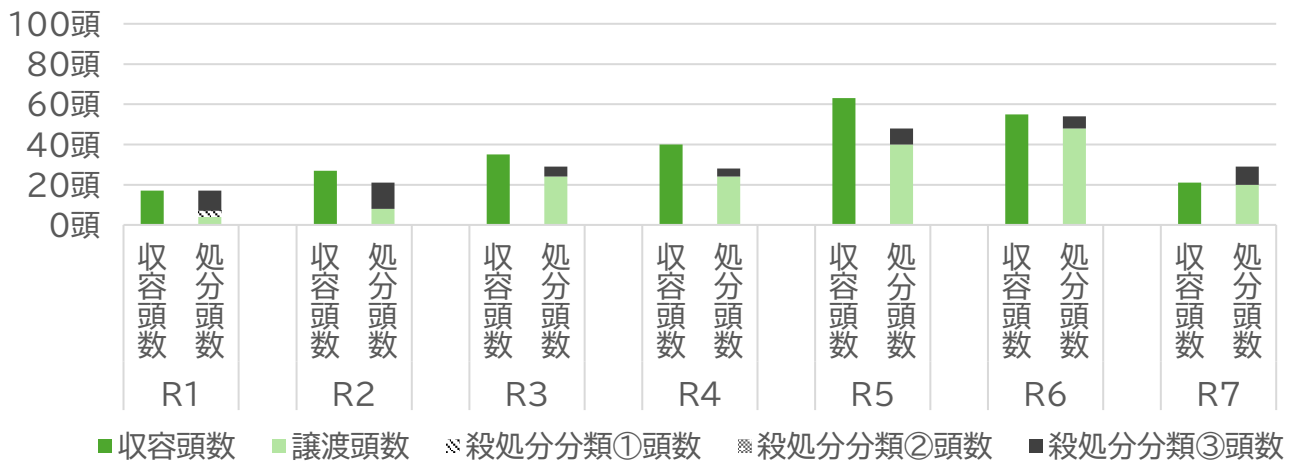


|          | R1        | R2        | R3        | R4         | R5        | R6        | R7        |
|----------|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|
| 譲渡頭数     | 25<br>【6】 | 29<br>【0】 | 43<br>【1】 | 17<br>【11】 | 29<br>【0】 | 12<br>【0】 | 3<br>【3】  |
| 殺処分分類①頭数 | 1<br>【0】  | 0         | 0         | 0          | 0         | 0         | 0         |
| 殺処分分類②頭数 | 0         | 0         | 0         | 0          | 0         | 0         | 0         |
| 殺処分分類③頭数 | 1<br>【0】  | 2<br>【0】  | 2<br>【0】  | 2<br>【2】   | 0         | 1<br>【0】  | 0         |
| 処分頭数     | 27<br>【6】 | 31<br>【0】 | 45<br>【1】 | 19<br>【13】 | 29<br>【0】 | 13<br>【0】 | 3<br>【3】  |
| 収容頭数     | 68<br>【6】 | 59<br>【0】 | 72<br>【1】 | 38<br>【13】 | 55<br>【1】 | 28<br>【0】 | 22<br>【3】 |

※【】はうち子犬の数

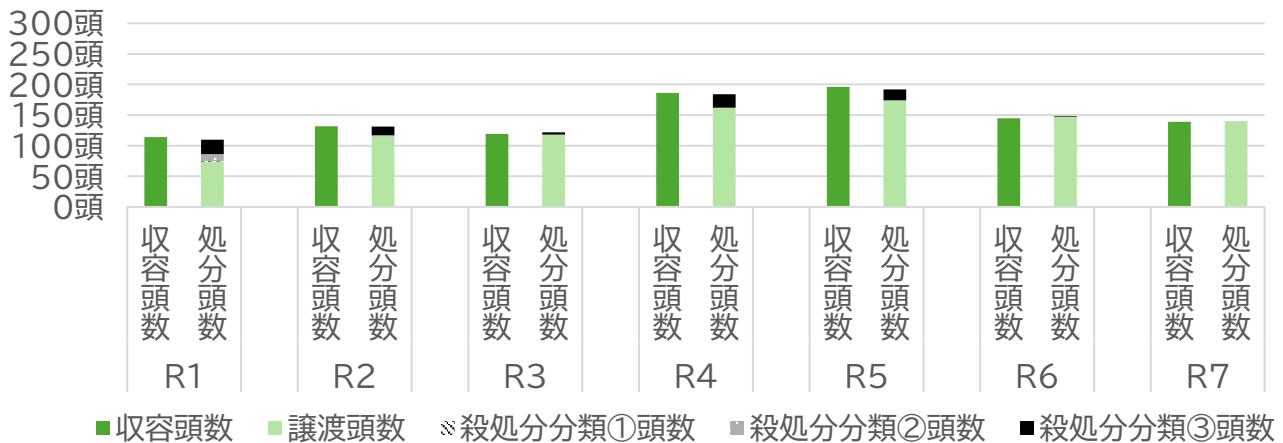
(案)

成猫の収容頭数と処分頭数



|          | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|----------|----|----|----|----|----|----|----|
| 譲渡頭数     | 4  | 8  | 24 | 24 | 40 | 48 | 20 |
| 殺処分分類①頭数 | 3  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  |
| 殺処分分類②頭数 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  |
| 殺処分分類③頭数 | 10 | 13 | 5  | 4  | 8  | 6  | 9  |
| 処分数      | 17 | 21 | 29 | 28 | 48 | 54 | 29 |
| 収容数      | 17 | 27 | 35 | 40 | 63 | 55 | 21 |

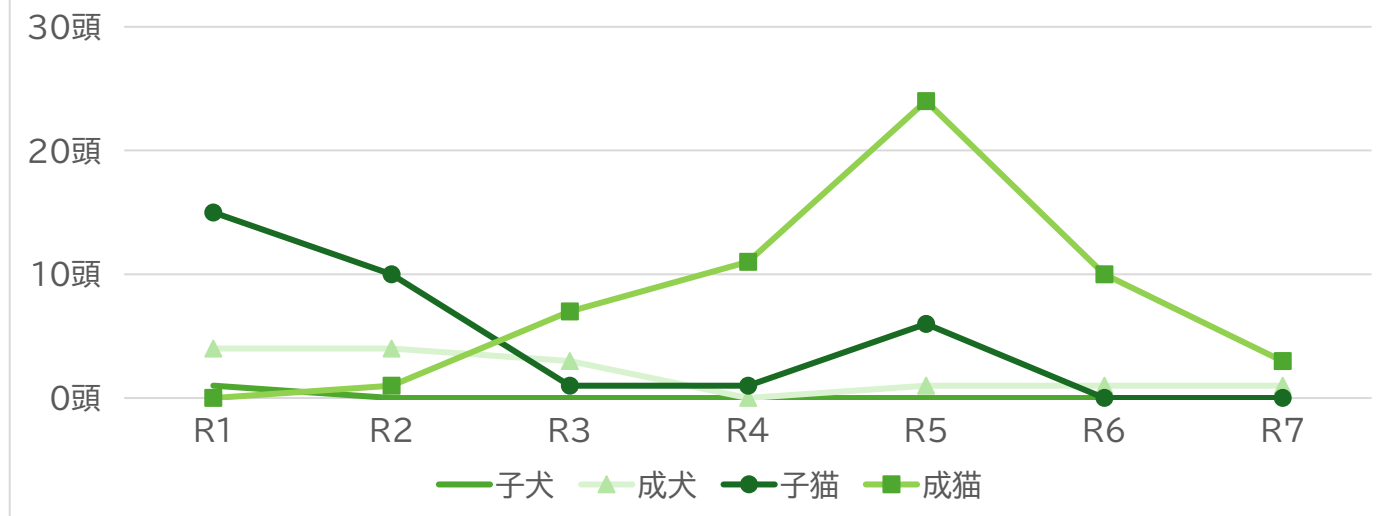
子猫の収容頭数と処分頭数



|          | R1  | R2  | R3  | R4  | R5  | R6  | R7  |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 譲渡頭数     | 74  | 115 | 118 | 162 | 174 | 147 | 140 |
| 殺処分分類①頭数 | 1   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 殺処分分類②頭数 | 11  | 2   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 殺処分分類③頭数 | 24  | 14  | 4   | 22  | 18  | 1   | 0   |
| 処分数      | 110 | 131 | 122 | 184 | 192 | 148 | 140 |
| 収容数      | 114 | 132 | 119 | 186 | 196 | 145 | 139 |



長期滞在※1(成犬成猫90日以上, 子犬子猫60日以上※2※3※4)頭数推移



※1: 本グラフにおける「滞在」とは、譲渡対象動物において収容日から譲渡日までにかかった期間です。

※2: 推定年齢1歳以上を成犬または成猫, 1歳未満を子犬または子猫としています。

※3: 直近5年の成猫における滞在日数の中央値が54日であったことから、月単位に直した際その約倍である3か月(90日)を長期滞在としています。

※4: 子猫については滞在日数に大きな幅があったため、成猫と比較して譲渡に繋がりがやすいことから、成猫の3か月をもとにそれよりも短い2か月(60日)以上を長期滞在としています。

## ■課題

- ・センターにおいて、回復の見込みがなく著しい苦痛を受けている動物等への対応について、動物福祉の考え方を踏まえた判断基準等が十分に整理されていません。
- ・高齢や病気等を理由に譲渡が困難な動物が長期間にわたり収容されています。
- ・殺処分をしないセンターを維持するための、仕組みや譲渡促進などの取組が不十分です。
- ・長期収容となる動物に対する備品や環境の整備が不十分です。
- ・長期収容動物の増加にともない、職員やボランティアの負担が増しています。
- ・センターにおいて定期的な譲渡会が開催されていないほか、譲渡に関する市民等への周知が不十分です。
- ・動物飼育を希望する経済的・時間的に余裕のある高齢者に対する譲渡促進の仕組みが十分ではありません。

## ▶2 ボランティア・事業者・関係機関との連携

### (1) ボランティアとの連携

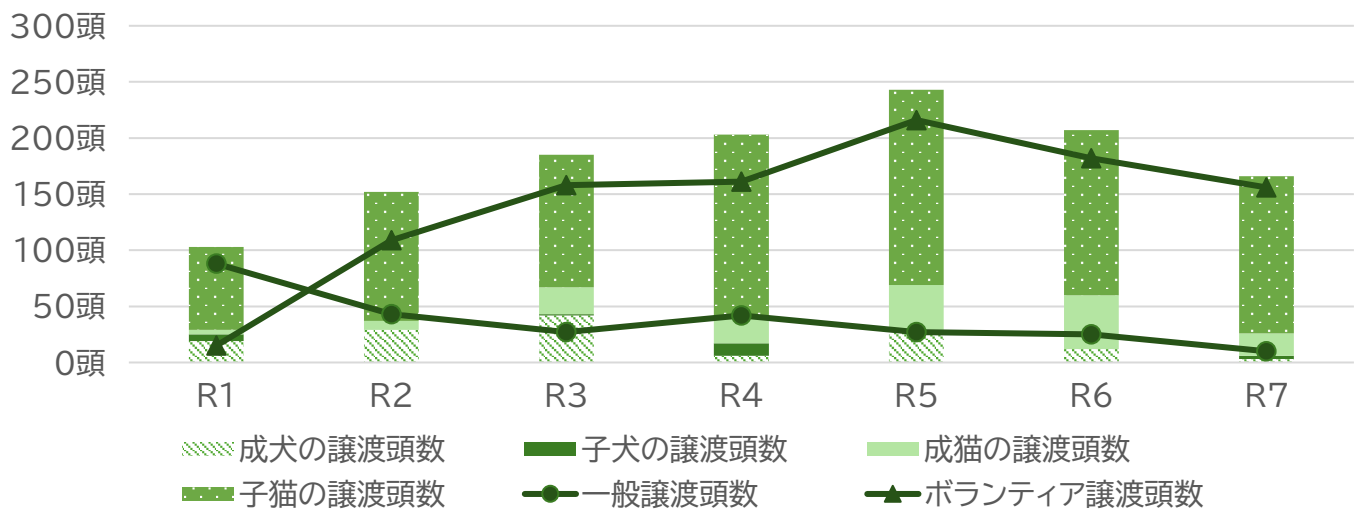
#### ■現状

センターで収容した犬猫は、新たな飼い主への譲渡につなげています。譲渡にあたっては、センターから一般の方への直接譲渡に加え、譲渡ボランティアと連携した譲渡も行っています。特にセンターでの適切な飼育管理が困難な生後まもない子猫については、ミルクボランティアの協力も得ています。

なお、令和2年8月に「殺処分をしないセンター」を掲げて以降、譲渡ボランティアへの譲渡割合が大半を占めており、ボランティアの協力なくしては殺処分しないセンターの継続は難しい状況となっています。

また、センターで収容した犬猫の日々の管理については、お世話ボランティアの協力を得ているほか、屋外で生息する猫の迷惑に関する相談の解決策の一つとなる不妊去勢手術支援のため、TNR※ボランティアに協力をお願いしています。

譲渡頭数と譲渡先の推移



|                | R1 | R2  | R3  | R4  | R5  | R6  | R7  |
|----------------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 成犬の譲渡頭数        | 19 | 29  | 42  | 6   | 29  | 12  | 3   |
| 子犬の譲渡頭数        | 6  | 0   | 1   | 11  | 0   | 0   | 3   |
| 成猫の譲渡頭数        | 4  | 8   | 24  | 24  | 40  | 48  | 20  |
| 子猫の譲渡頭数        | 74 | 115 | 118 | 162 | 174 | 147 | 140 |
| 一般譲渡頭数(総数)     | 88 | 43  | 27  | 42  | 27  | 25  | 10  |
| ボランティア譲渡頭数(総数) | 15 | 109 | 158 | 161 | 216 | 182 | 156 |

## (2) 事業者との連携

### ■現状

センターで収容した犬猫の譲渡について、ペット関連事業者の協力を得ているほか、市内商業施設等で開催する動物愛護啓発イベントにおいても協力を得ています。

## (3) 獣医師会との連携

### ■現状

センターで収容する負傷動物の治療に協力をいただいているほか、毎年度実施している狂犬病予防集合注射を連携して実施しています。また、災害発生時における動物救護活動等の円滑な実施のため協定を締結しています。

### ■課題[(1)～(3)まとめ]

- ・行政と関わるボランティア、事業者、獣医師会等、各々の役割分担が明確化されていません。
- ・ボランティア・事業者・獣医師会等と行政がコミュニケーションを取る場がなく、各々との連携が不足しています。
- ・行政以外の動物関係者同士がコミュニケーションを取る場がありません。
- ・ボランティア制度の見直しを行っていないことから、現状に見合った制度になっていません。
- ・譲渡ボランティアやTNRボランティアなど、センターの事業の推進に必要な協力に対して、積極的な支援を実施していません。
- ・災害発生時を見据えた各関係者との協定の締結が十分ではありません。

### ▶3 犬猫等の適正飼育

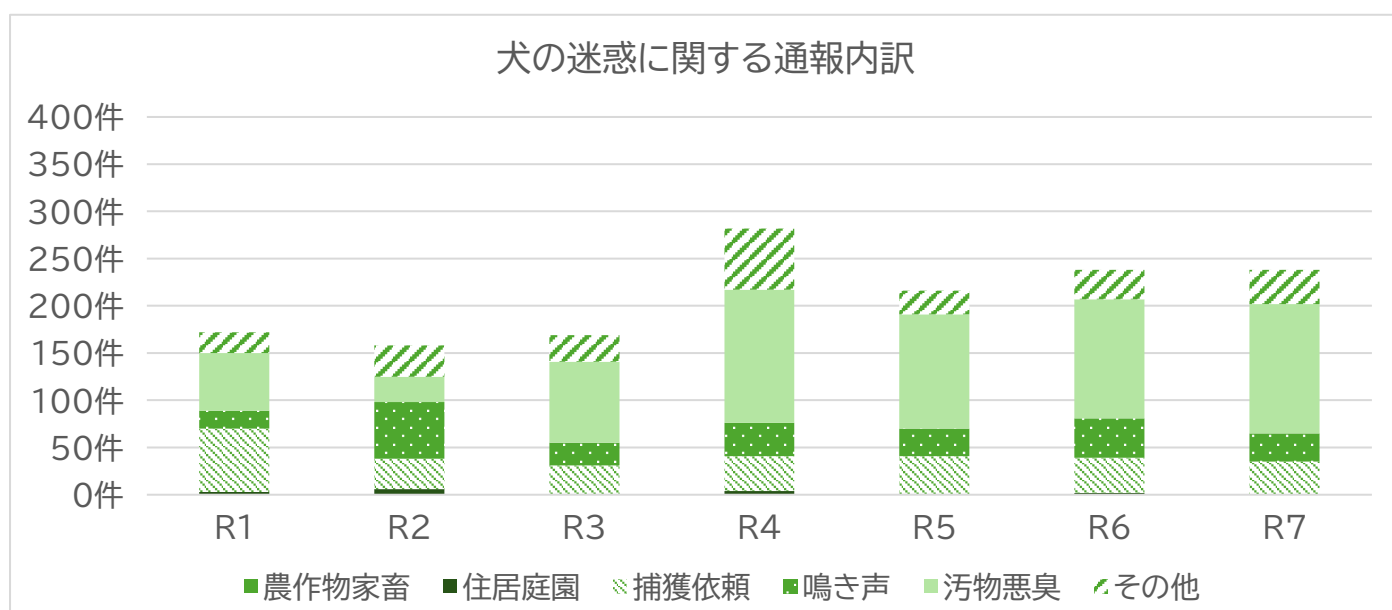
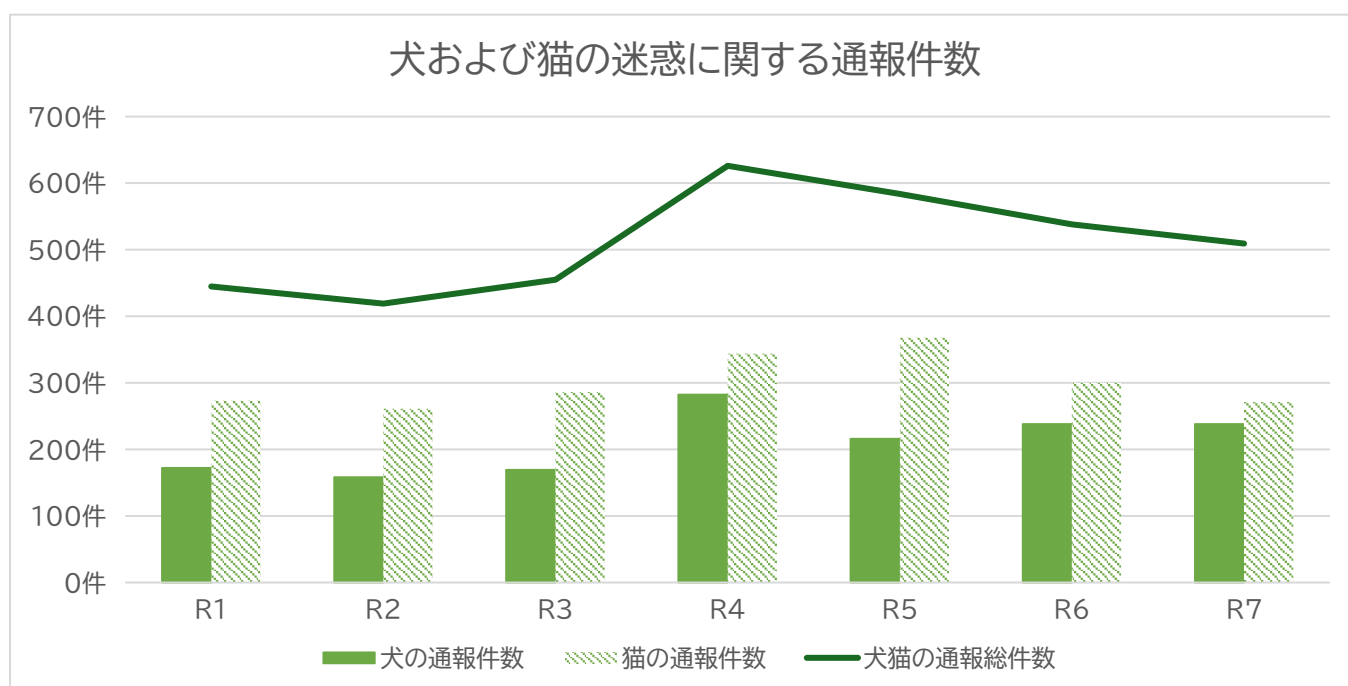
#### (1) 犬と猫の迷惑に関する通報

##### ■現状

センターは、市内で飼育される犬猫や飼い主のいない猫等による迷惑に関する通報や、飼い主等からのペットに関する相談の窓口になっています。特に迷惑に関する通報の対応については、現地調査のほか、必要に応じてアドバイスや指導を行っています。

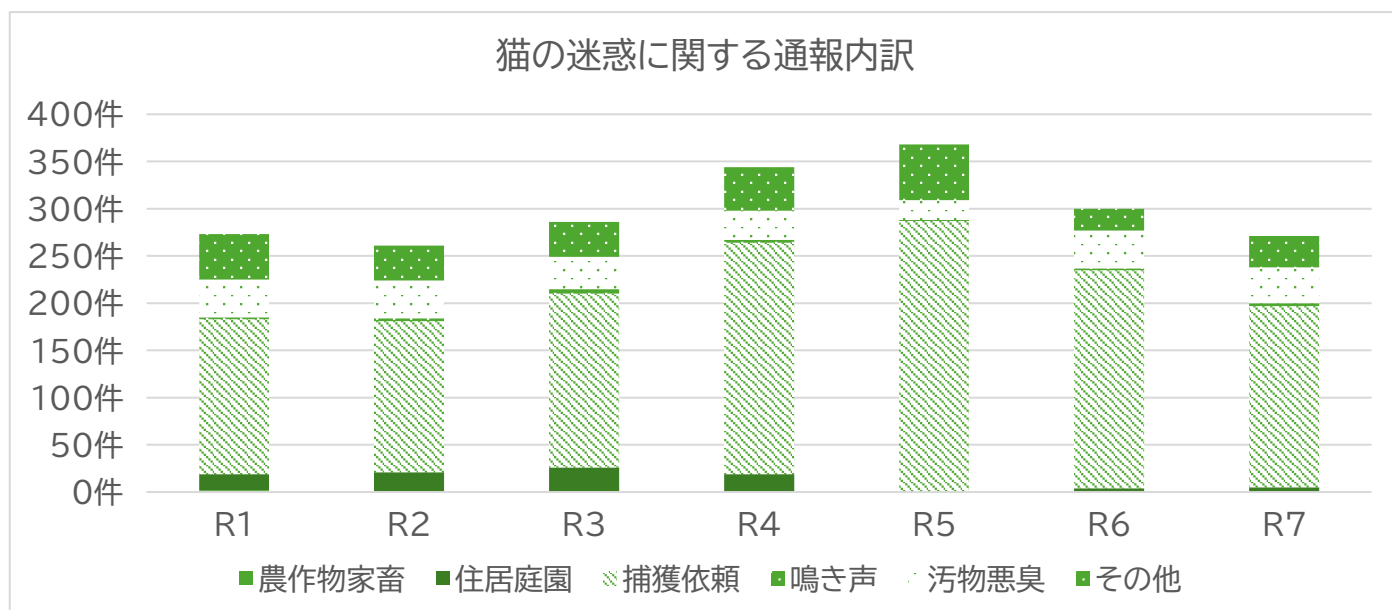
迷惑に関する通報の件数は令和4年度をピークに漸減傾向にあるものの、依然として多い状況が続いています。

また犬と猫の迷惑に関する通報割合は猫が減少し、犬が増加する傾向にあります。通報の内容は、犬で、糞の放置など「汚物悪臭」に関する相談が最も多く、猫で、屋外に生息する猫への無責任な餌やり等起因する「捕獲依頼（子猫の引取り相談を含む。）」「汚物悪臭」に関する相談が上位を占めています。



(案)

|       | R1  | R2  | R3  | R4  | R5  | R6  | R7  |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 農作物家畜 | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 住居庭園  | 3   | 6   | 1   | 4   | 1   | 2   | 0   |
| 捕獲依頼  | 67  | 32  | 30  | 37  | 40  | 37  | 35  |
| 鳴き声   | 19  | 60  | 24  | 35  | 29  | 42  | 30  |
| 汚物悪臭  | 61  | 27  | 86  | 141 | 121 | 126 | 137 |
| その他   | 22  | 33  | 28  | 65  | 25  | 31  | 36  |
| 総数    | 172 | 158 | 169 | 282 | 216 | 238 | 238 |



|       | R1  | R2  | R3  | R4  | R5  | R6  | R7  |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 農作物家畜 | 2   | 1   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 住居庭園  | 17  | 20  | 26  | 19  | 0   | 4   | 5   |
| 捕獲依頼  | 164 | 160 | 184 | 245 | 287 | 231 | 192 |
| 鳴き声   | 2   | 3   | 5   | 3   | 1   | 2   | 3   |
| 汚物悪臭  | 40  | 40  | 34  | 31  | 21  | 40  | 38  |
| その他   | 48  | 37  | 37  | 46  | 59  | 23  | 33  |
| 総数    | 273 | 261 | 286 | 344 | 368 | 300 | 271 |

## ■課題

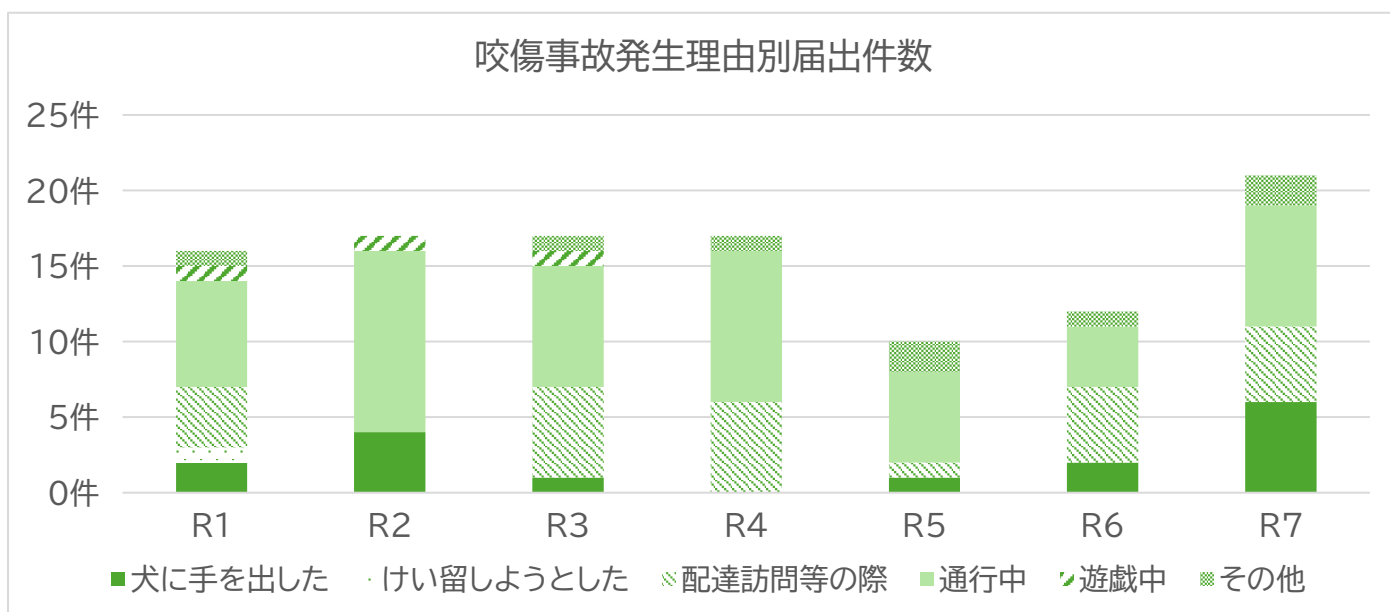
- ・市民が犬猫に何らかの迷惑を感じている状態が継続していることから、適正飼育を推進する必要があります。
- ・猫の多頭飼育問題※や、屋外に生息する猫への無責任な餌やりなど不適切飼育に関する通報が継続して発生しており、対応にあたる職員の業務量が増えています。
- ・迷惑に関する通報や相談について、各ケース毎に解決方法を模索している一方で、発生地域等による傾向の分析や通報内容の整理等に基づく体系的、計画的な対応は行っていません。
- ・犬猫の販売事業者と連携するなど、適正飼育啓発のための効果的な取り組みができていません。
- ・猫の登録制度等がなく、市内で飼われている猫の頭数の実態把握ができていません。

## (2) 犬による咬傷事故

### ■現状

飼い主は、飼い犬が人を咬んだ際は、市条例に基づき速やかにセンターに届出を行い再発防止に努めるとともに、動物病院で飼い犬の狂犬病鑑定を行う必要があります。

犬による咬傷事故の届出件数は、令和7年度に令和元年度以降の最高値となる21件の発生がありました。また、事故発生時の状況としては、散歩中のすれ違いの際の事故である「通行中」が多くなっています。



|           | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|-----------|----|----|----|----|----|----|----|
| 犬に手を出した   | 2  | 4  | 1  | 0  | 1  | 2  | 6  |
| けい留しようとした | 1  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  |
| 配達訪問等の際   | 4  | 0  | 6  | 6  | 1  | 5  | 5  |
| 通行中       | 7  | 12 | 8  | 10 | 6  | 4  | 8  |
| 遊戯中       | 1  | 1  | 1  | 0  | 0  | 0  | 0  |
| その他       | 1  | 0  | 1  | 1  | 2  | 1  | 2  |
| 総数        | 16 | 17 | 17 | 17 | 10 | 12 | 21 |

### ■課題

- ・飼い犬のしつけや散歩時における引き綱の制御など、飼い主の管理責任が十分に果たされていないおそれがあります。
- ・散歩中の犬への不用意な接触や接近が原因と考えられる事故もあり、犬の習性や接し方に関する市民への普及啓発が十分とは言えません。

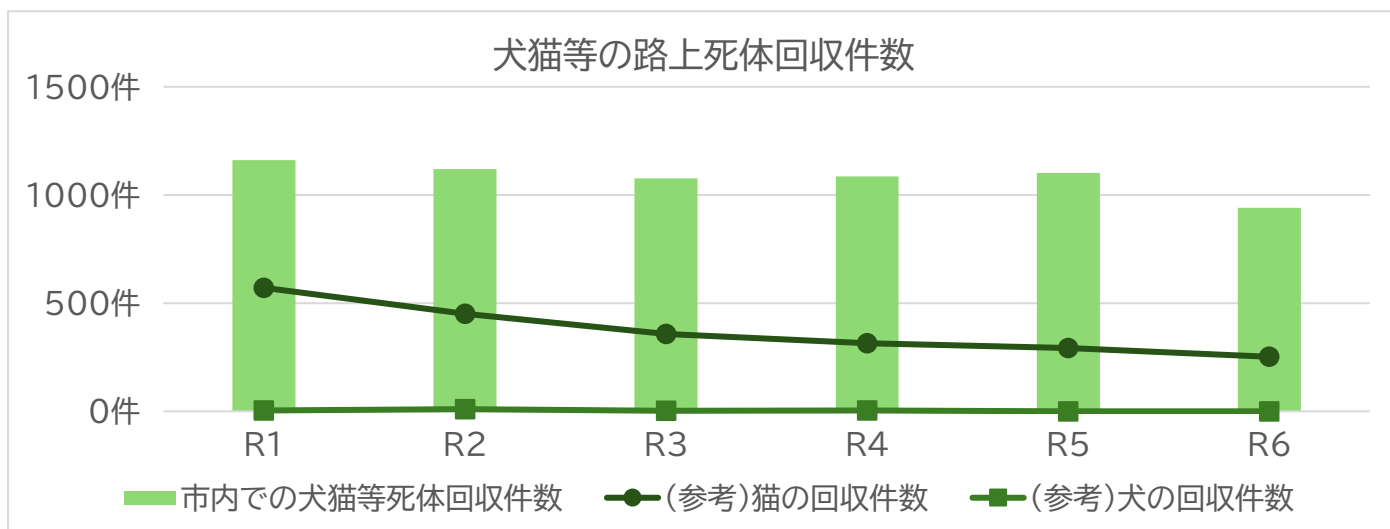
### (3) 屋外で生息する猫

#### ■現状

市条例において、猫の飼い主は、「飼養する猫を屋内飼育するよう努めること」としていますが、依然として家の中と外を自由に行き来している猫や、屋外飼育されている猫がいます。

また、屋外には飼い主のいない猫が多く生息しており、不妊去勢手術が実施されていないために子猫が増えるケースも多い状況です。屋内のみで飼育されていない猫は、路上でのケガや病気のリスクが高まります。また、屋外で行動する飼い猫と、飼い主のいない猫との区別が困難な場合があり、適切な管理や保護活動等の支障になる可能性があるほか、災害時において、円滑な所有者の特定や安否確認に支障をきたす恐れがあります。

柏地域(沼南地域以外\*)における猫の路上での事故等による死体の回収件数は、令和元年度以降減少していますが、令和6年度は依然として約250件の回収があります。路上での動物と自動車による事故は、動物の死亡事故のみならず、車同士の事故につながる危険性や、ドライバー及び車体への被害など社会的な問題を生じさせる側面もあります。



|                         | R1   | R2   | R3   | R4   | R5   | R6  |
|-------------------------|------|------|------|------|------|-----|
| 市内での犬猫等回収件数             | 1161 | 1120 | 1076 | 1085 | 1102 | 941 |
| (参考)猫の回収件数<br>※沼南エリアを除く | 571  | 451  | 358  | 315  | 292  | 251 |
| (参考)犬の回収件数<br>※沼南エリアを除く | 4    | 10   | 2    | 4    | 0    | 0   |

\* 沼南地域は犬猫別での集計を実施していないため。

#### ■課題

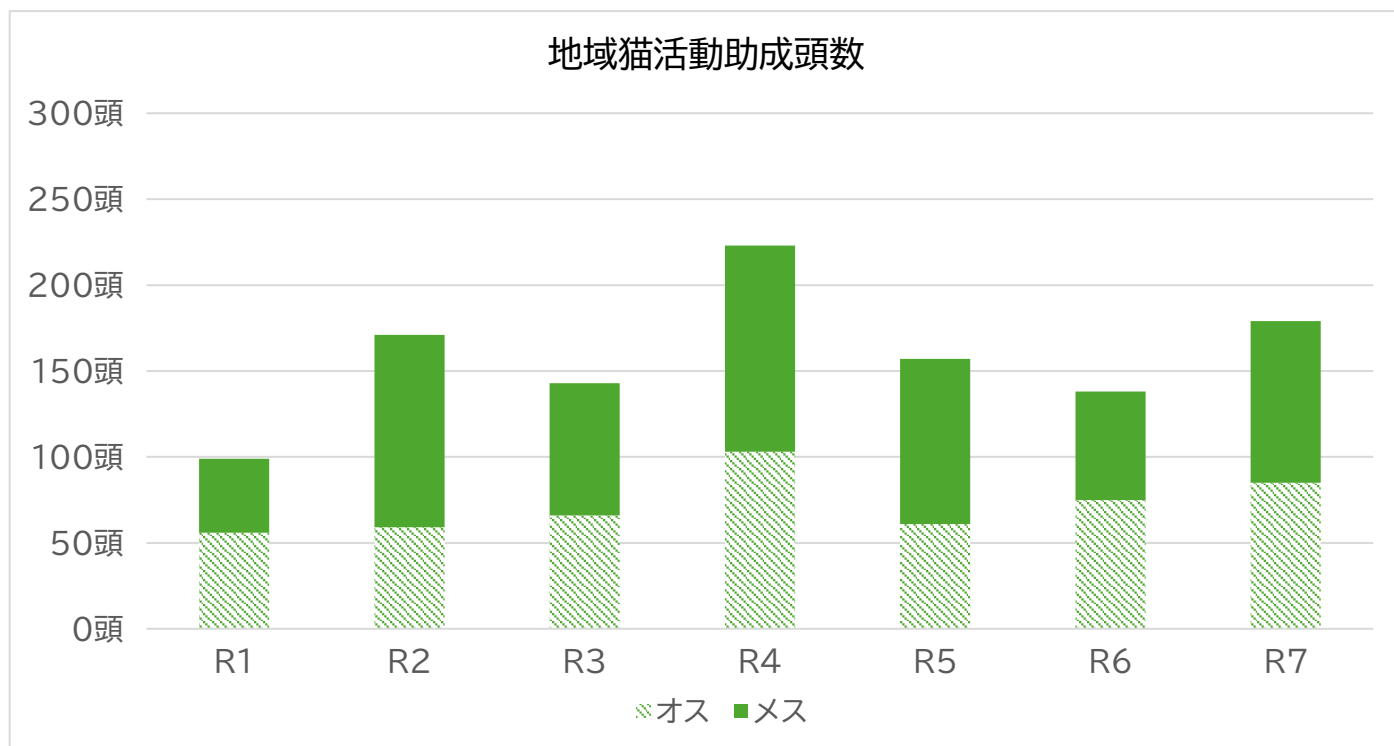
- ・屋内飼育が十分に定着していません。
- ・周辺環境への配慮が不十分な餌やり事例が問題となっています。

### (4) 地域猫活動の推進

#### ■現状

柏市では平成20年度より、「柏市飼い主のいない猫への不妊去勢手術助成事業※」を開始し、地域猫活動を推奨するとともに、活動者には猫の不妊去勢手術費用等の一部を助成しています。これまでの活動登録件数は個人、団体合わせて214件となっており、不妊去勢手術等の助成頭数は過去7年間いずれの年も100頭を超えています。

(案)



#### 地域猫活動登録数一覧（令和7年度末時点）

|       |       |
|-------|-------|
| 登録団体数 | 91 団体 |
| 登録個人数 | 123 人 |
| 総登録件数 | 214 件 |

#### ■課題

・柏市では平成20年度以降、手術費用等の助成を継続していますが、助成金に拠らない支援など幅広い支援の検討を行っていません。

#### コラム：地域猫活動

「地域猫活動」は、地域住民が主体となり行政やボランティアが協働して進める活動で、不妊去勢手術を徹底し飼育主のいない猫をこれ以上増やさないことが目的で行います。活動は①不妊去勢手術の実施②餌場の衛生的な管理③トイレの設置と衛生管理など内容になります。猫による問題を「猫だけの問題」として捉えるのではなく、「地域の生活環境の問題」として捉え、地域猫活動はその解決方法の一つになるという考えをもって、地域全体で取り組むことがポイントとなります。

猫が好きな人やそうでない人など、猫に対して色々な思いを持った人がいます。猫を取り巻く地域の問題の解決に向けて、それぞれの立場を主張するのではなく、互いに理解し歩み寄ることも大切です。

#### (5) 飼育されている犬猫等の引取り相談

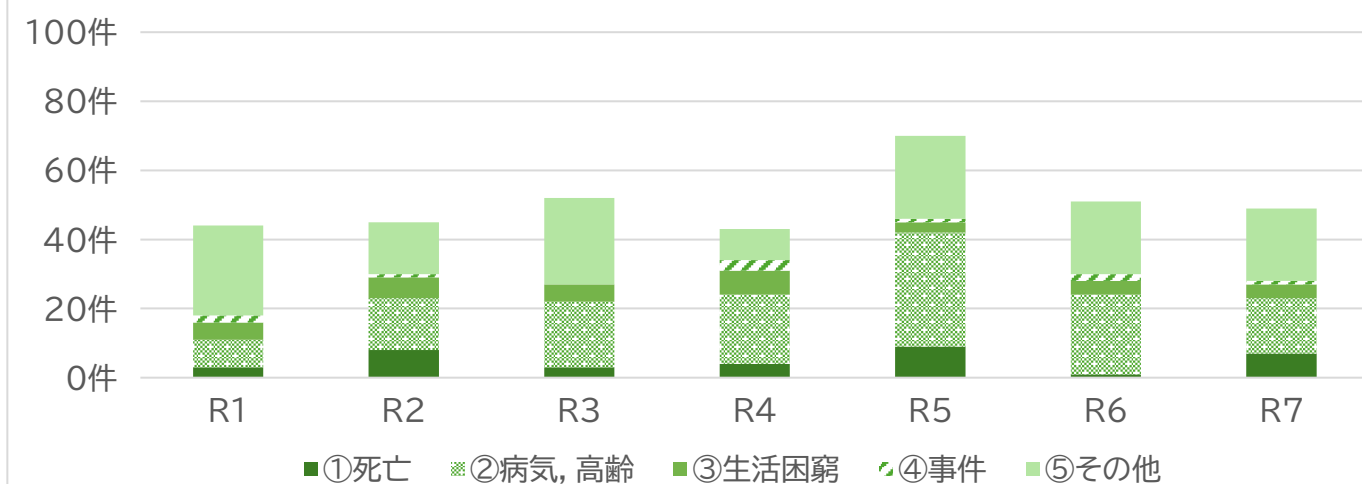
#### ■現状

センターでは、飼育主から、飼育している犬猫等の引取りを求められた場合、新たな飼育主の探し方や終生飼養※についての助言を行っています。

なお、令和2年度以降、飼育主の病気や高齢、経済的困窮を理由にした相談が、全体の半数以上を占める状態が続いており、なかにはセンターで引取りとなる事例もあります。



飼育されている犬猫等引取り相談件数



|         | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---------|----|----|----|----|----|----|----|
| ①死亡     | 3  | 8  | 3  | 4  | 9  | 1  | 7  |
| ②病気, 高齢 | 8  | 15 | 19 | 20 | 33 | 23 | 16 |
| ③生活困窮   | 5  | 6  | 5  | 7  | 3  | 4  | 4  |
| ④事件     | 2  | 1  | 0  | 3  | 1  | 2  | 1  |
| ⑤その他    | 26 | 15 | 25 | 9  | 24 | 21 | 21 |
| 総数      | 44 | 45 | 52 | 43 | 70 | 51 | 49 |

## ■課題

- ・身寄りのない高齢者の入院や死亡により、犬猫等が取り残されていることが判明する事例が増えています。
- ・相談のなかには、多頭飼育問題などの不適切飼育の結果、引取り相談につながるケースが散見されます。
- ・やむを得ない事情による一時預かり等に関する相談の事例が増えています。
- ・柏市の関係部署との連携体制はある一方で、ボランティアや民間事業者等との連携体制は整備されていません。
- ・問題となるケースについて、制度化や予防的目線にたった、効率的・計画的な体制が整備されていません。
- ・ペットの終生飼養に対する理解不足が原因と考えられる引取り相談が継続しています。

## ▶4 防災体制

### ■現状

柏市では柏市地域防災計画に基づき、市内全ての避難所でペット同行避難を受入れる体制を整備しています。

またセンターは、災害発生時のペット防災の拠点として、避難所における人とペットに対する支援、放浪動物の保護及び救護等の役割を担います。

#### (1) 防災に関する計画等

- ・柏市地域防災計画
- ・柏市保健所震災対応マニュアル
- ・ペット避難受入れに関するガイドライン





## (2) 防災に関する協定

- ・災害時における動物救護活動に関する協定書(千葉県東葛地域獣医師会)
- ・災害時における動物救護活動の協働実施に関する協定書(千葉県愛玩動物協会)

## (3) 発災時施設整備状況

- ・市内 112 か所全ての指定避難所においてペット同行避難が可能です。このうち 83 か所\*でペット同伴避難が可能です(室内受入れ可、ただし、同室ではない)。
- \*83 か所内訳: 小学校 42 か所・中学校 21 か所・近隣センター 20 か所
- ・各避難所でのペット防災備蓄として、ペット避難初動グッズ、ケージ(大・中・小サイズを避難所83か所に計498個)、ケージカバー(避難所83か所に計830枚)を完備。



### ■課題

- ・ペットの避難について、在宅避難を含む多様な避難方法の周知が十分ではありません。
- ・ペットの防災対策について、飼い主がより深く理解し、行動することが求められます。
- ・マイクロチップ装着等による所有者明示が、災害時における飼い主とペットの再会に有効であることが十分に知られていません。
- ・市内全避難所におけるペット同行避難の周知や、避難所における受入れ運用体制について、引き続き整備を進める必要があります。
- ・動物を飼育する市民が参加するペット同行避難訓練の実施が課題となっています。
- ・災害発生時において、市民・センター・関係機関・動物関連事業者が円滑に連携して対応するための体制が十分に整備されていません。また、関係者間の平時からの連携体制が十分ではありません。
- ・市が担うペットのための備蓄について、さらなる充実に向けた検討が必要です。
- ・発災時の役割を踏まえたセンターの施設規模・設備・人員体制について、充実に向けた検討が必要です。

### コラム: ペット同行避難・同伴避難

災害発生時は、まず飼い主自身が安全を確保し、自分自身の安全を確認し、自宅や地域の状況を確認し、避難するかどうかの判断をします。避難所等では、飼い主がペットを飼養管理すること(状態)詳細(以下)とは意味が異なることに留意が必要です。

#### ○ 同行避難

災害発生時に、飼い主が飼養しているペットを同行し、安全な場所まで避難する「避難行動」のこと。「同伴避難」(避難所等で飼い主がペットを飼養管理すること(状態)詳細以下)とは意味が異なることに留意が必要です。

#### ○ 同伴避難

災害時に、避難所等で飼い主がペットを飼養管理すること(状態)。ただし、避難所等で飼い主とペットが同じ部屋で過ごすことを意味するものではなく、ペットの飼養環境は避難施設ごとに異なるとして、同伴避難と別室で飼養管理する場合:「同伴避難(別室飼養)」

- ・避難所等で飼い主がペットと別室で飼養管理する場合:「同伴避難(別室飼養)」
- ・避難所等でペットを屋外で飼養管理する場合:「同伴避難(屋外飼養)」
- ・避難所等でペットを車中で飼養管理する場合:「同伴避難(ペットのみ車中飼養)」

～「人とペットの災害対策ガイドライン」(環境省)より～

## ▶5 動物愛護教育

### ■現状

柏市では、飼い主に向けたしつけ方等教室、こどもに向けた愛護教室、市民全般に向けた動物の愛護や管理の啓発を目的とした各種イベントを実施しています。

しつけ方教室では、公益財団法人千葉県動物保護管理協会から講師を招き、犬や猫の習性やしつけを題材に、適正飼育やペット防災の啓発を行っています。こども向けの動物愛護教室では、職員による寸劇や獣医師体験を通じた動物愛護教育を行っています。

また、国が設定する動物愛護週間※に合わせて毎年秋には動物愛護フェスティバルを開催しています。フェスティバルでは、こども向けの体験コーナーや飼い主に向けたしつけ方教室の実施と共に、動物を飼っていない市民にもわかりやすいパネル展などを行っています。

### (1)こども向け教室

小学校低学年向けに「動物愛護教室」、小学校高学年から中学生向けに「獣医師体験」を毎年夏に実施しています。

|      | R1   | R2   | R3   | R4  | R5  | R6  | R7  |
|------|------|------|------|-----|-----|-----|-----|
| 回数   | 7回   | 実施せず | 実施せず | 2回  | 3回  | 4回  | 3回  |
| 参加人数 | 127名 | —    | —    | 61名 | 76名 | 46名 | 19名 |

### (2)犬・猫しつけ方教室

犬は年5回、猫は年2回、飼い主を対象とした適正飼育啓発のための講座を開いています。

|      | R1  | R2   | R3   | R4  | R5  | R6  | R7  |
|------|-----|------|------|-----|-----|-----|-----|
| 回数   | 5回  | 実施せず | 実施せず | 3回  | 3回  | 3回  | 4回  |
| 参加人数 | 97名 | —    | —    | 17名 | 39名 | 30名 | 35名 |

### (3)動物愛護フェスティバル

毎年9月の動物愛護週間に合わせて、「動物愛護フェスティバル」を開催しています。

|      | R1   | R2   | R3   | R4   | R5   | R6   | R7   |
|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 参加人数 | 550名 | 実施せず | 実施せず | 荒天中止 | 120名 | 200名 | 773名 |

### ■課題

- ・コロナ禍を境に愛護教室の開催回数、参加人数が減少傾向にあります。
- ・動物アレルギーなどの問題により、犬猫など実際の動物を使用した愛護教室の開催が困難になっています。
- ・動物を飼っていない方にも向けた、人と動物の関わりについて学ぶ機会を提供できていません。
- ・動物を飼ったこともない、触ったこともないこどもが増えている可能性があります。
- ・センターが行う愛護教室について、長期的な目線にたった教育ができていません。

## ▶6 狂犬病予防法と所有者明示

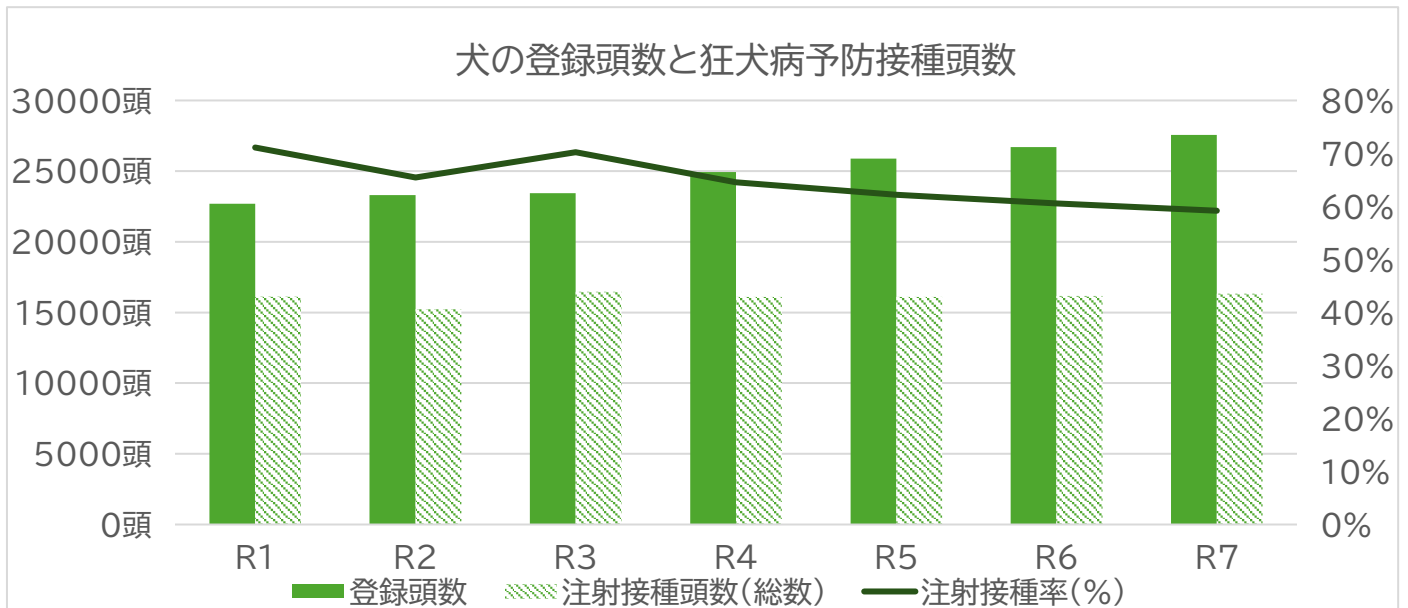
### ■現状

犬を飼育する際には、狂犬病予防法に基づき生涯一回の登録と、一年に一回の狂犬病予防注射※の接種が必要です。

市内における犬の登録窓口は3か所あり、毎年獣医師会と協働で狂犬病予防注射の集団接種を実施しています。

なお、柏市では鑑札交付または、マイクロチップによる登録が可能となっています。

柏市における犬の登録頭数は増加傾向にありますが、登録頭数に対する狂犬病予防接種率は令和7年度現在約60%と低い状況となっています。



### マイクロチップ登録頭数(令和8年4月1日時点)

|    |        |
|----|--------|
| 犬  | 7,706  |
| 猫  | 3,888  |
| 合計 | 11,594 |

### ■課題

- ・犬の転入転出や死亡に伴う届出が確実に行われていないため、飼い主と犬の情報が登録台帳に正確に反映されていません。
- ・狂犬病予防注射の接種率が低い理由の一つとして、予防注射の必要性を十分に周知できていないことがあげられます。
- ・狂犬病予防注射の接種率の低下は、将来的な公衆衛生※のリスクに繋がる可能性があります。

## ▶ 7 動物取扱業の登録等の状況

### ■現状

動物愛護管理法の規定に基づく動物の販売、保管等の事業を営むためには、「第一種動物取扱業※」として登録を受ける必要があります。

また、営利を目的とせず動物の取扱いを業として行う場合は「第二種動物取扱業」として届出をする必要があります。

柏市内における動物取扱業者の内訳は、第一種動物取扱業者ではペットホテルやトリミングサロン等の「保管業」が、第二種動物取扱業では保護動物の譲渡等を行う「譲渡し業」が最も多くなっています。

施設の立入検査については、全事業所の約3割の実施率となっています。

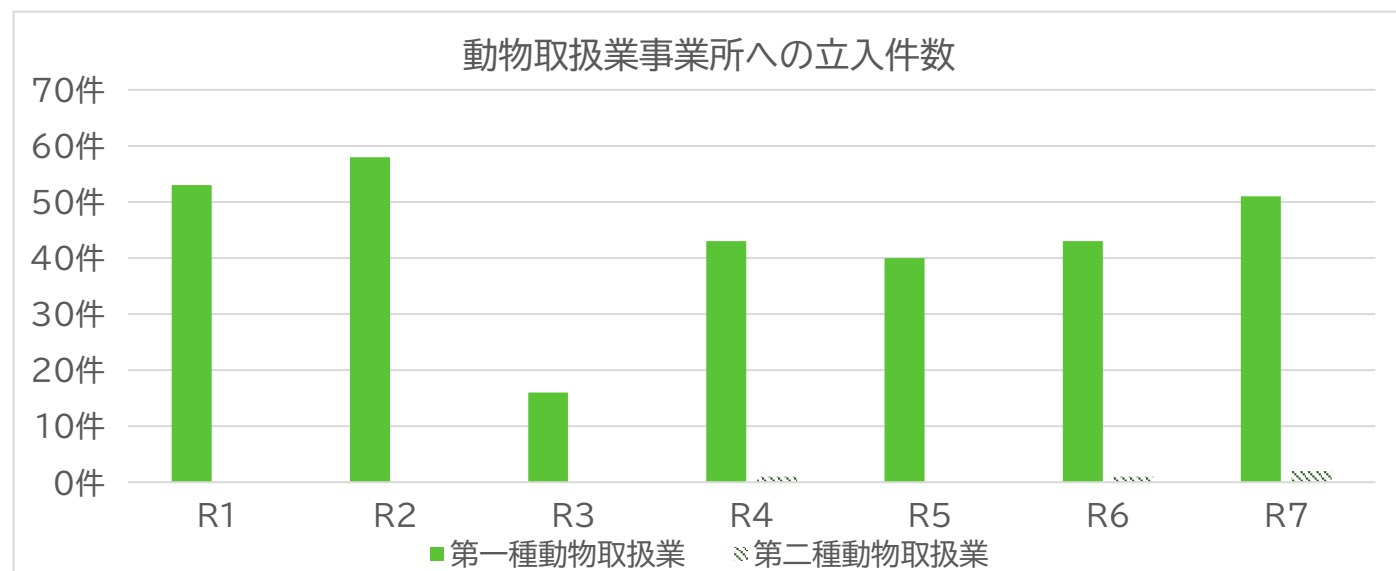
動物取扱責任者研修※については、第一種動物取扱業の事業者を対象に毎年1回開催しており、市内の動物取扱責任者は5年に1回研修を受講します。

#### 第一種動物取扱業登録状況（令和7年度）

| 第一種<br>動物取扱業<br>総事業所数 | 業種別登録数 |     |    |    |    | 業種別<br>内訳 |
|-----------------------|--------|-----|----|----|----|-----------|
|                       | 販売     | 保管  | 貸出 | 訓練 | 展示 |           |
| 155                   | 50     | 123 | 10 | 17 | 9  | 209       |

#### 第二種動物取扱業登録状況（令和7年度）

| 第二種<br>動物取扱業<br>総事業所数 | 第二種動物取扱業者届出業種内訳 |    |     |    |    | 業種別<br>内訳 |
|-----------------------|-----------------|----|-----|----|----|-----------|
|                       | 譲渡し             | 保管 | 貸出し | 訓練 | 展示 |           |
| 6                     | 6               | 3  | 0   | 0  | 0  | 9         |



### ■課題

- ・動物取扱事業所への立入検査について、現在の計画では5年に1回の実施となっていることから、現状の把握が不十分なことにより指導・啓発に不足が生じている可能性があります。
- ・動物取扱責任者研修について、対面形式に限る開催としていることや、研修内容の検証が必要です。

## ▶8 特定動物の許可等の状況

### ■現状

人の生命，身体または財産に危害を加える恐れがある動物として定められた特定動物※の飼育を行う際には，動物愛護管理法の規定に基づき，許可を受ける必要があります。

なお，令和2年6月より，愛玩目的で新たに特定動物を飼育することは認められなくなりました。

現在，柏市で飼育されている特定動物は7頭であり，全て爬虫類となっています。

特定動物の許可件数および立入検査件数推移

|      | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|------|----|----|----|----|----|----|----|
| 許可件数 | 7  | 7  | 8  | 8  | 8  | 8  | 8  |
| 立入件数 | 3  | 4  | 1  | 3  | 0  | 1  | 2  |

### ■課題

・人への危害防止のため，特定動物の適正飼養や防災対策について飼育者への継続的な指導啓発が必要となりますが，立入検査が不定期のため現状の把握が不十分なことにより指導・啓発に不足が生じている可能性があります。

## ▶9 動物由来感染症に関する啓発の状況

### ■現状

動物由来感染症※は，動物から人へ感染する病気の総称で，狂犬病もそのひとつです。世界では従来知られていなかった新しい感染症が今も次々と見つかっており，その多くが動物由来感染症であると言われています。最近では国内でも，重症熱性血小板減少症候群（SFTS）ウイルス※に感染した猫から人が感染し，亡くなる事例も報告されています。

### ■課題

・新たな動物由来感染症に関する情報収集や周知啓発が必要となります。

## ▶10 柏市動物愛護ふれあいセンターの現状

### (1) センターの概要

|         |                                                               |
|---------|---------------------------------------------------------------|
| 設 立     | 平成26年4月                                                       |
| 面 積     | 656㎡                                                          |
| 収容能力    | 犬28頭，猫32頭                                                     |
| 職員数(定数) | ・正職員7名(獣医師，事務職)<br>・会計年度任用職員6名<br>(動物行政指導員1名，事務職1名，動物愛護管理員4名) |

### (2) センターが実施する主な事業

|                        |                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 狂犬病予防法に基づく事業           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・畜犬登録事業</li> <li>・狂犬病予防注射事業</li> <li>・集合注射事業</li> <li>・マイクロチップ装着啓発事業</li> </ul>                                                                                                                                    |
| 動物愛護管理法に基づく事業          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・犬猫の引取り事業</li> <li>・動物取扱事業者監視指導事業</li> <li>・動物取扱責任者研修実施事業</li> <li>・特定動物許認可関連事業</li> <li>・犬猫の迷惑に関する相談・飼い方等に関する相談事業</li> <li>・啓発イベント関連事業</li> <li>・地域猫活動普及啓発事業</li> <li>・災害時動物救護事業</li> <li>・動物由来感染症啓発業務</li> </ul> |
| 狂犬病予防法および動物愛護管理法に基づく事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・犬の捕獲，抑留，処分(返還・譲渡)事業</li> <li>・犬，猫等負傷動物の保護，抑留，処分(返還・譲渡)事業</li> <li>・犬の咬傷届関連事業</li> </ul>                                                                                                                           |
| その他の事業                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・センター環境整備事業</li> <li>・センター人材育成事業</li> <li>・ボランティア活動支援事業</li> </ul>                                                                                                                                                 |

### (3) センター内診療治療設備

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 診療治療設備類一覧 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・診察台および无影灯</li> <li>・レントゲン(X線)撮影機および防護服類</li> <li>・レントゲン(X線)現像機および画像診断機材(シャウカステン)</li> <li>・モニター付き動物用麻酔器および気化器</li> <li>・オートクレーブ(高圧蒸気滅菌器)</li> <li>・全血球計算機(CBC)</li> <li>・血液生化学検査機</li> <li>・顕微鏡</li> <li>・遠心分離機</li> <li>・手術等の診療治療用器具類(メス，耳鏡，喉頭鏡等)</li> <li>・薬品及び医療用消耗品(シリンジ，各種検査キット等)</li> <li>・トリミング用品</li> </ul> |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|



## ■課題

- ・センターの存在や役割が市民に十分認知されていません。
- ・センターを周知するための広報活動等が不十分です。
- ・センターがペットに関する相談窓口であることが十分に周知されていません。
- ・センターが土日開庁していないことが、来所や譲渡促進の妨げになっている可能性があります。
- ・現在のセンターは、多くの市民にとって親しみのある施設になっていません。
- ・センターの職員は、動物福祉の概念やシェルターメディスン※についてより理解を深める必要があります。
- ・センターの業務量が増しており、行政職員のマンパワー不足が常態化しています。
- ・センターの既存施設が十分に活用されていません。
- ・センターにボランティアや団体が交流する場所がありません。



## 第3章

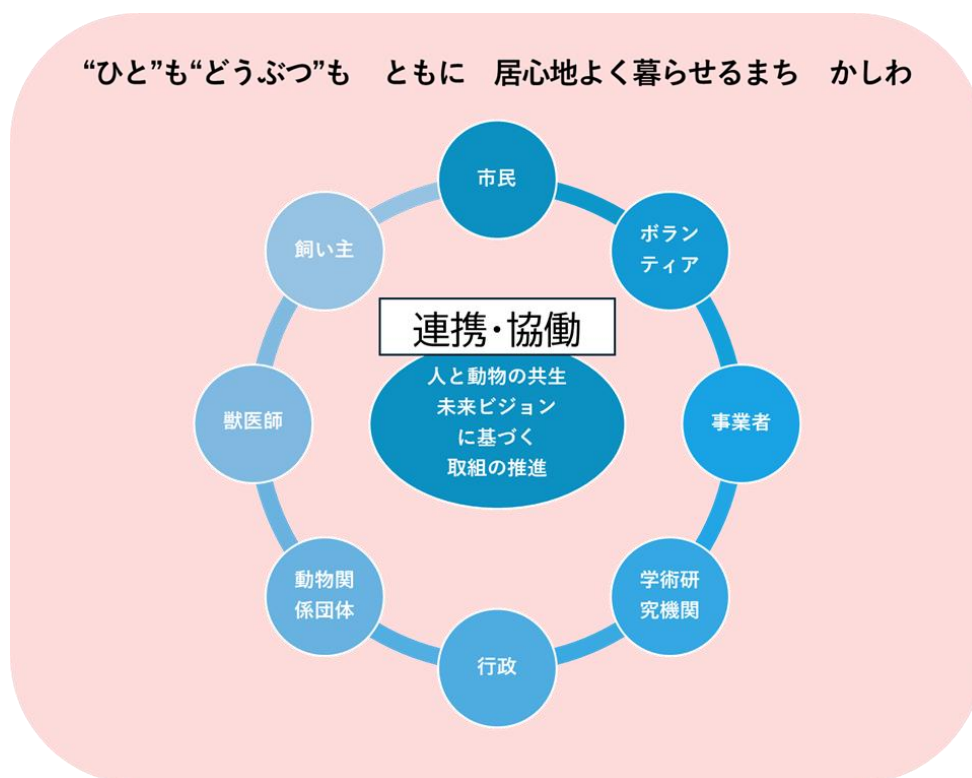
# 本ビジョンについて

### ▶1 将来像

動物愛護管理法の目的である「人と動物が共生する社会の実現」や柏市第六次総合計画の基本的な目標のひとつ「もっと居心地がよいまちへ」との整合を図りつつ、柏市動物共生未来ビジョン検討懇談会や市民アンケートの結果等のご意見を踏まえ、本市が目指す将来像を「“ひと”も“どうぶつ”もともに居心地よく暮らせるまち かしわ」とします。

### ▶2 推進体制

将来像である「“ひと”も“どうぶつ”もともに居心地よく暮らせるまち かしわ」を実現するため、関係者各々が主体となり、連携・協働して各課題の解決に取り組めます。



### ▶3 取組の期間

本ビジョンの取組のための期間は令和8年度から令和17年度までの10年間とし、策定から5年後を目途に中間見直しを行うこととします。

なお、動物愛護管理法の改正やビジョンの進捗により適宜見直しを行います。

### ▶4 対象動物

動物愛護管理法で規定される「愛護動物※」を対象とします。



## 第4章

## 課題解決のための体系と取組

## ▶1 ビジョンの体系

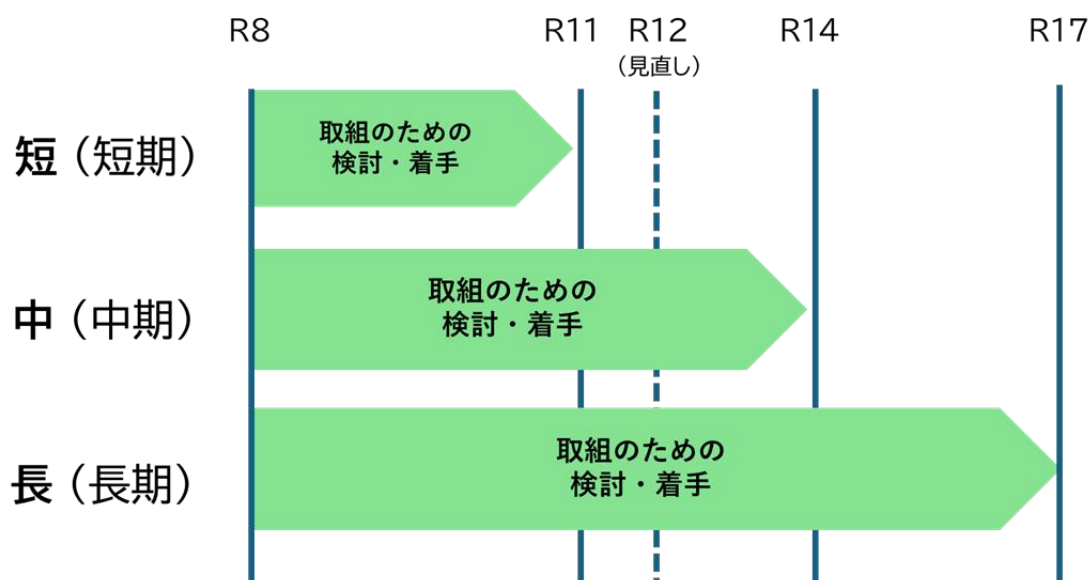
本ビジョンに掲げる将来像の実現に向け、本市が抱える課題を整理するとともに、それぞれの課題に対応する方針及び方向性を定め、これらを踏まえた具体的な取組を以下のとおり設定しました。

| 将来像<br>“ひと”も“どうぶつ”も ともに 居心地よく暮らせるまち かしわ |                    |                                                                               |                                                                                                    |
|-----------------------------------------|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 課題                                      |                    | 方針                                                                            | 取組の方向性                                                                                             |
| 1                                       | 人と動物の健康・安全の確保      | 誰もが、動物福祉を尊重しながら、人と動物のより良い共生を目指します。                                            | (1)人と動物の共生がもたらす効果の活用<br>(2)動物福祉の考え方を踏まえた動物の健康と安全の確保<br>(3)「殺処分」をしない柏市の継続<br>(4)譲渡の促進               |
| 2                                       | ボランティア・事業者・関係機関の連携 | 動物に関わる市民、ボランティア、事業者、関係機関が連携し、協働して取組むことを目指します。                                 | (1)連携の推進<br>(2)支援等の充実                                                                              |
| 3                                       | 犬猫等の適正飼育の推進        | 飼い主は、動物を適正に飼育・管理する「責任」を自覚し、適切な終生飼養に努めます。またセンターは、不適正飼育や虐待に迅速に対応できる体制の構築を目指します。 | (1)適正飼育の啓発<br>(2)高齢者を含む社会福祉的支援を必要とする飼い主への支援<br>(3)多頭飼育問題、虐待の未然防止・早期発見・早期対応体制の構築<br>(4)高齢犬・高齢猫の飼育支援 |
| 4                                       | 防災体制の充実            | 飼い主の自助、地域の共助、市の公助を基本に、関係者が連携して、人と動物の命を守る災害対応体制の構築を目指します。                      | (1)自助の促進<br>(2)共助の推進<br>(3)公助の強化                                                                   |
| 5                                       | 動物愛護教育の充実          | 誰もが動物への理解と関心を深め、多様な関わり方を認め合い、思いやりの心を育む機会の充実を目指します。                            | (1)教育機会の確保<br>(2)教育内容の充実                                                                           |
| 6                                       | 狂犬病予防法と所有者明示       | 公衆衛生の確保を基本として、狂犬病予防法や動物愛護管理法等の適切な運用及び普及啓発を目指します。                              | (1)狂犬病予防法に基づく登録及び狂犬病予防注射の徹底<br>(2)所有者明示の推進                                                         |
| 7                                       | 動物取扱事業者            |                                                                               | 動物取扱事業者への監督・指導の徹底                                                                                  |
| 8                                       | 特定動物               |                                                                               | 特定動物飼育者への監督・指導の徹底                                                                                  |
| 9                                       | 動物由来感染症            |                                                                               | 動物由来感染症の周知・啓発の徹底                                                                                   |
| 10                                      | 動物愛護ふれあいセンターのあり方   | 全ての市民に開かれ、動物に関する相談・支援・防災・普及啓発の拠点となるセンターを目指します。                                | (1)認知度の向上<br>(2)センター機能の強化<br>(3)犬猫以外の動物の取扱い<br>(4)センター職員の人材育成                                      |

## ▶ 2 各課題における取組の区分と検討・着手に関する考え方

| 区分 |                                      |
|----|--------------------------------------|
| 新規 | これまでに実施しておらず，新たに検討・着手する取組            |
| 継続 | これまでも実施しており，適宜改善のうえ継続する取組            |
| 拡充 | これまでに実施している取組に加え，新たに検討・着手する取組を追加したもの |

### 新規取組の検討・着手時期イメージ



### ▶ 3 取組

#### 1 人と動物の健康・安全の確保

誰もが、動物福祉を尊重しながら、人と動物のより良い共生を目指します。

| (1) 人と動物の共生がもたらす効果の活用        |     |                                                                                                                    |
|------------------------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新規                           | [長] | 人と動物が関わり共に生きていくことがもたらす、人と動物の心身への影響や効果等を調査・研究し、市民の健康や教育、地域交流など、市民生活等への活用を検討します。                                     |
| (2) 動物福祉の考え方を踏まえた動物の健康と安全の確保 |     |                                                                                                                    |
| 継続                           |     | 動物福祉の考え方を広く周知啓発し、動物を飼育する市民も、動物を飼育しない市民も、誰もが、動物が共に命ある存在として尊重される気風の醸成を推進します。                                         |
| 拡充                           | [短] | センターを含む、動物の飼育に関係するすべての場において、動物福祉の考え方を踏まえた飼育環境が提供されることを目指します。                                                       |
| 新規                           | [短] | センターで収容する動物について、「シェルターメディスン」※の考え方を踏まえた動物管理を行うとともに、収容する動物を対象とした「診療治療マニュアル」を策定し、常に適切な診療治療を行う体制を整備します。                |
| (3) 「殺処分」をしない柏市の継続           |     |                                                                                                                    |
| 拡充                           | [短] | 「殺処分」をしない柏市の取組を継続します。継続にあたっては、治癒の見込みがなく著しい苦痛の状態等にある動物への対応について、動物福祉・公衆衛生及び獣医療の観点を踏まえ、専門家や有識者の協力を得て判断基準及び運用体制を整備します。 |
| (4) 譲渡の促進                    |     |                                                                                                                    |
| 継続                           |     | センターに収容される負傷動物について、獣医師会とセンターが連携し、応急処置のみならず機能回復を見据えた診療を積極的に行います。                                                    |
| 拡充                           | [短] | 高齢や病気が要因となり譲渡の機会に恵まれにくいセンターの動物を、より良い環境で飼育することを目的とした「アットホーム事業(収容動物の一時預かりボランティア制度)※」について、事業内容を見直し、利用の促進を図ります。        |

|    |     |                                                                            |
|----|-----|----------------------------------------------------------------------------|
| 新規 | [短] | 譲渡動物に関する情報発信の手段について、ホームページに加え、SNS 等あらゆる広報媒体を活用した PR を行い、譲渡の促進につなげます。       |
| 新規 | [短] | ボランティア・事業者・行政が連携した譲渡の取組を検討・実施するとともに、センターにおける譲渡会の方法や休日開催について検討し、譲渡の促進を図ります。 |
| 新規 | [中] | 飼い主がやむを得ない事情で手放すことを希望する犬猫について、新たな飼い主探しを支援するための取組を整備します。                    |

## コラム：動物愛護と動物福祉

[illegible]

## 2 ボランティア・事業者・関係機関の連携

動物に関わる市民，ボランティア，事業者，関係機関が連携し，協働して取り組むことを目指します。

## (1) 連携の推進

|    |     |                                                                                                             |
|----|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 拡充 | [短] | 行政・ボランティアの役割の明確化やボランティアの育成を目的として、現行のボランティア制度を見直し、新たな制度を構築します。また、制度の構築にあたっては、平時の活動のみならず、災害発生時の活動も見据えた内容とします。 |
| 拡充 | [中] | 千葉県動物愛護推進員※との連携をより強化するとともに、柏市の動物愛護推進員制度導入の効果や必要性について検討します。                                                  |

|            |     |                                                                       |
|------------|-----|-----------------------------------------------------------------------|
| 新規         | [中] | ボランティア・事業者・獣医師会・行政等の関係者が、定期的に情報の交換，課題の共有，解決策の検討等を行うことを目的とした場を設けます。    |
| 新規         | [中] | 動物愛護や狂犬病予防に関する課題解決のために協力いただく事業者やボランティア等を募り，連携して事業を推進するための制度の構築を目指します。 |
| (2) 支援等の充実 |     |                                                                       |
| 拡充         | [中] | 助成金制度や物品の支給・貸与など，ボランティアへの支援の拡充を検討します。                                 |

### 3 犬猫等の適正飼育の推進

飼い主は、動物を適正に飼育・管理する「責任」を自覚し、適切な終生飼養に努めます。またセンターは、不適正飼育や虐待に迅速に対応できる体制の構築を目指します。

|             |     |                                                                                                      |
|-------------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 適正飼育の啓発 |     |                                                                                                      |
| ■ 飼い主のいる動物  |     |                                                                                                      |
| 継続          |     | 日頃からのしつけ等適正な飼育管理は、ペット防災の観点からも重要であることを踏まえ、犬や猫の適正飼育について、あらゆる方法を通じた周知・啓発を行います。                          |
| 継続          |     | 飼い犬の糞尿放置や無駄吠え・咬傷事故，飼い猫の屋外飼育・屋内外飼育による糞尿などの迷惑問題や危害の発生を防止するため、飼い主の責務等について啓発を強化するとともに、不適切な事案について指導を行います。 |
| ■ 飼い主のいない猫  |     |                                                                                                      |
| 継続          |     | 屋外に生息する猫に対する餌やりは「責任」が伴うことを市民に広く周知し、屋外に生息する猫による生活環境の悪化を減らすことを目指します。                                   |
| 拡充          | [中] | 地域猫の不妊去勢手術助成金制度の効果等を検証し、より効果的な制度のあり方を模索します。                                                          |

**(2) 高齢者を含む社会福祉的支援を必要とする飼い主への支援**

|    |     |                                                                 |
|----|-----|-----------------------------------------------------------------|
| 継続 |     | 動物の飼育に困難さを抱える高齢の飼い主や社会福祉的支援を必要とする飼い主について、関係部局・関係機関と連携した支援を行います。 |
| 新規 | [長] | 高齢者や社会福祉的支援を必要とする方等が抱える、やむを得ない事情によるペットの飼育困難に対する支援体制の構築を検討します。   |

**(3) 多頭飼育問題、虐待の未然防止・早期発見・早期対応体制の構築**

|    |     |                                                                                                                                                                                        |
|----|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 継続 |     | 多頭飼育問題について、「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン(環境省)」に基づく対応体制を整備するとともに、未然防止・早期発見・早期対応に努めます。<br>また、事案解決後も、再発防止のためのフォローアップを行います。                                                                    |
| 継続 |     | 虐待は積極的(意図的)虐待のほか、ネグレクトも虐待に含まれることを踏まえ、「動物虐待等に関する対応ガイドライン(環境省)」に基づき、不適切な飼育管理の改善に向けた指導等を行い、未然防止・早期発見・早期対応に努めます。また虐待が疑われる事案や虐待事案が発生した際は、警察や大学等の連携を図ります。<br>また、事案解決後も、再発防止のためのフォローアップを行います。 |
| 新規 | [中] | 多頭飼育届出制度について、その効果や必要性を検討します。                                                                                                                                                           |

**(4) 高齢犬・高齢猫の飼育支援**

|    |     |                                               |
|----|-----|-----------------------------------------------|
| 新規 | [長] | 高齢により介護や医療的ケアが必要となる犬や猫を飼育する飼い主への支援のあり方を検討します。 |
|----|-----|-----------------------------------------------|

**コラム: 動物の虐待**

動物虐待とは、動物を不必要に苦しめる行為のことをいい、正当な理由なく動物を殺したり傷つけたりする積極的な行為だけでなく、必要な世話を怠ったりケガや病気の治療をせずに放置したり、十分な餌や水を与えないなど、いわゆるネグレクトと呼ばれる行為も含まれます。なお、食用にしたり、治る見込みのない病気やけがで動物がひどく苦しんでいるときなど、正当な理由で動物を殺すことは虐待ではありませんが、その場合でもできる限り苦痛を与えない方法をとらなければなりません。

～環境省ホームページより～

| 積極的(意図的)虐待                                                                                                                                                 | ネグレクト                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| やってはいけない行為を行う・行わせる                                                                                                                                         | やらなければならない行為をやらない                                                                                        |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 殴る・蹴る・熱湯をかける・動物を闘わせる等、身体に外傷が生じる又は生じる恐れのある行為</li> <li>・ 暴力を加える</li> <li>・ 心理的抑圧、恐怖を与える</li> <li>・ 酷使 など</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康管理をしないで放置</li> <li>・ 病気を放置</li> <li>・ 世話をしないで放置 など</li> </ul> |

※動物自身の心身の状態・置かれている環境の状態によって判断される

「飼育改善指導が必要な例(虐待に該当する可能性、あるいは放置すれば虐待に該当する可能性があると考えられる例)」について平成22年2月5日環自総発第100205002号環境省自然環境局総務課長通知(別紙)



## 4 防災体制の充実

飼い主の自助，地域の共助，市の公助を基本に，関係者が連携して，人と動物の命を守る災害対応体制の構築を目指します。

| (1) 自助の促進 |     |                                                                                                         |
|-----------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 継続        |     | 災害対応の考え方である「自助」「共助」「公助」※のうち，最も基本となるのは「自助」であることを踏まえ，平時から飼い主に対して，自身やペットを守るための防災対策を主体的に行うよう啓発を徹底します。       |
| (2) 共助の推進 |     |                                                                                                         |
| 継続        |     | 想定される避難の形態はさまざまであることを踏まえ，災害の内容や規模，避難の方法や避難場所に応じた，より実践的なペットに関わる避難訓練を実施します。                               |
| 拡充        | [長] | 関係団体や民間事業者等との協力体制をより強化するため，さらなる協定の締結を進めるとともに，締結した協定を実効性のあるものとするため，定期的な見直しを行います。                         |
| 拡充        | [短] | 飼い主・ボランティア・獣医師会・事業者・町会・行政等の関係者の連携のあり方や役割等を明確化し，地域ぐるみで支え合うペット防災体制及び平時から顔の見える関係の構築を目指します。                 |
| (3) 公助の強化 |     |                                                                                                         |
| 拡充        | [長] | 同伴避難が可能となっている市内全ての指定避難所について，ペットの屋内避難スペースの拡充に努めるとともに，現時点で整備されていない同室避難スペースの確保に取り組めます。                     |
| 新規        | [中] | 「飼い主への支援」，「物資の備蓄」，「放浪動物の保護及び救護体制の整備」を踏まえたセンター災害対応マニュアルについて整備するとともに，発災時の円滑な避難所受入れのためのペット同行避難マニュアルを作成します。 |



## 5 動物愛護教育の充実

誰もが動物への理解と関心を深め、多様な関わり方を認め合い、思いやりの心を育む機会の充実を目指します。

| (1) 教育機会の確保 |     |                                                                                                      |
|-------------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 拡充          | [長] | こどもが心豊かに育つうえで、身近な動物とのふれあいや家庭でのペットの適正な飼育経験が重要であることを踏まえ、教育の現場等に出向いた継続的、かつ計画的な動物愛護教育の方法を検討します。          |
| 拡充          | [長] | さまざまな機会をとらえ、動物に関わる人のみならず、全市民を対象とした動物愛護精神の普及や共生に必要な情報提供に努めます。                                         |
| (2) 教育内容の充実 |     |                                                                                                      |
| 継続          |     | 動物愛護精神の普及啓発等の実施にあたっては、身近な動物とのふれあいを通じた教育方法のみならず、多様な手法について調査・検討を行い、専門家、有識者等の協力を得ながら、より効果的な内容となるよう努めます。 |

## 6 狂犬病予防法と所有者明示

公衆衛生の確保を基本として、狂犬病予防法や動物愛護管理法等の効果的な指導、啓発を目指します。

| (1) 狂犬病予防法に基づく登録及び狂犬病予防注射の徹底 |  |                                                                                                                                            |
|------------------------------|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 継続                           |  | 狂犬病に関する正しい知識を啓発するとともに、生涯に一度の犬の登録と、一年に一度の狂犬病予防注射の徹底について、あらゆる方法を用いて広く市民に周知・啓発します。<br>また、常に実態に即した登録台帳を維持できるよう、飼い犬が死亡した際や転入・転出の届出の徹底を周知・指導します。 |
| 継続                           |  | 狂犬病予防注射の集団接種について、安全面や衛生面に配慮した適切な実施方法の検討を継続し、より意義ある実施を目指します。                                                                                |
| (2) 所有者明示の推進                 |  |                                                                                                                                            |
| 継続                           |  | マイクロチップを装着していない犬猫について、所有者明示の徹底や災害発生時等に逸走した際の速やかな返還につながることなど、その有用性や必要性について周知・啓発し、装着率の向上を目指します。                                              |

|    |     |                             |
|----|-----|-----------------------------|
| 新規 | [長] | 飼い猫の登録制度の有用性や必要性, 効果を検討します。 |
|----|-----|-----------------------------|

## 7 動物取扱事業者

公衆衛生の確保を基本として, 狂犬病予防法や動物愛護管理法等の効果的な指導, 啓発を目指します。

| 動物取扱事業者への監督・指導の徹底 |  |                                                                                                                                          |
|-------------------|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 継続                |  | 動物取扱業登録施設への立入検査について, 現行の頻度や方法を検証し, より効果的な検査・指導の実施を目指します。<br>また, 通報や相談等があった場合には, 速やかに立入検査等による現場確認を行い, 必要な指導等を行います。併せて防災対策の徹底について指導を強化します。 |
| 継続                |  | 動物取扱責任者研修の実施方法について, 県内自治体と協働したより効果的な実施方法を検討します。                                                                                          |

## 8 特定動物

公衆衛生の確保を基本として, 狂犬病予防法や動物愛護管理法等の効果的な指導, 啓発を目指します。

| 特定動物飼育者への監督・指導の徹底 |  |                                                                                                                                                            |
|-------------------|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 継続                |  | 特定動物飼養許可施設への立入検査について, 現行の頻度や方法を検証し, より効果的な検査・指導の実施を目指します。<br>また, 通報や相談等があった場合には, 速やかに立入検査等による現場確認を行い, 必要な指導等を行います。併せて, マイクロチップの装着等を含めた防災対策の徹底について指導を強化します。 |

## 9 動物由来感染症

公衆衛生の確保を基本として、狂犬病予防法や動物愛護管理法等の効果的な指導、啓発を目指します。

### 動物由来感染症の周知・啓発の徹底

|    |  |                                                         |
|----|--|---------------------------------------------------------|
| 継続 |  | 動物由来感染症の正しい知識について、市民に広く知識や理解が浸透するよう啓発方法を工夫し、周知の徹底に努めます。 |
|----|--|---------------------------------------------------------|

## 10 動物愛護ふれあいセンターのあり方

全ての市民に開かれ、動物に関する相談・支援・防災・普及啓発の拠点となるセンターを目指します。

### (1) 認知度の向上

|    |     |                                                                                            |
|----|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新規 | [中] | ホームページや SNS 等あらゆる広報媒体を活用した積極的な情報発信に加え、譲渡会や愛護イベント等の機会を充実させることにより、来訪者を増やす等、センターの認知度の向上に努めます。 |
| 新規 | [長] | 動物に関わる人も、関わらない人も、誰もが親しみやすく、気軽に訪れたいセンターを目指し、開庁曜日を含めた運営体制の見直しについて検討します。                      |

### (2) センター機能の強化

|    |     |                                                                                          |
|----|-----|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新規 | [長] | センターの処置室や飼育室で使用する機材など設備の更新や、飼育室などの各設備の更新やスペースの有効活用等を検討するとともに、ペット防災の拠点になることを踏まえ防災機能を高めます。 |
|----|-----|------------------------------------------------------------------------------------------|

### (3) 犬猫以外の動物の取扱い

|    |     |                                                 |
|----|-----|-------------------------------------------------|
| 新規 | [長] | 犬猫以外の愛護動物の相談や取扱いについて、動物取扱事業者や専門家と連携した取組みを検討します。 |
|----|-----|-------------------------------------------------|

### (4) センター職員の人材育成

|    |  |                                                            |
|----|--|------------------------------------------------------------|
| 継続 |  | 広範かつ多岐にわたる動物愛護管理行政に関する知識や専門的な技術について、職員が常に学ぶことのできる体制を強化します。 |
|----|--|------------------------------------------------------------|

## あ行

### ●アットホーム事業

高齢や単身で、かつ協力者がいないなどの理由により、終生飼養を前提とした譲渡を受けられない方に、一定要件のもとでセンターの収容動物を預かっていただく制度

### ●犬の登録

狂犬病予防法に基づき、生後91日齢以上の犬を飼育している所有者に義務づけられている市町村への登録。登録はその犬が生きている限り生涯有効で、犬の死亡、所有者の変更、住所の変更の際には市町村への届出が必要

## か行

### ●柏市飼い主のいない猫への不妊去勢手術助成事業

飼い主のいない猫を適正に管理する活動（地域猫活動）を支援するため、市の承認を受けた個人または団体が屋外で管理する猫について、不妊去勢手術のための費用の一部を柏市が助成するもの

### ●鑑札

狂犬病予防法に基づく犬の登録をした際に交付されるプレートで、飼い主には登録した犬に装着する義務がある

### ●狂犬病

犬や人をはじめとする全ての哺乳類に感染するウイルス性感染症で、主に感染動物に咬まれることで罹患し、発症するとほぼ100%死亡する。国内では昭和32年を最後に発生はないが、世界各国では今日でも発生が報告され、年間約6万人（世界保健機関データ（2017年））が死亡している

### ●狂犬病予防注射

狂犬病予防法に基づき、狂犬病の予防・まん延を防止する目的で、飼い犬に年一回の接種義務がある予防注射

### ●公衆衛生

社会全体の健康を守り、病気を予防し、生活の質を向上させるための体系

## さ行

### ●殺処分

対象動物を致死させることをいう。（動物の殺処分方法に関する指針（環境省））

※動物愛護管理法第四十条 動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によってしなければならない

### ●「自助」「共助」「公助」

防災の基本となる三つの柱。「自助」は自分や家族の命を守るための備えや行動、「共助」は地域や職場など身近な人同士で助け合う取り組み、「公助」は行政による救助・支援

### ●シェルターメディスン

保護施設にいる動物たちをひとつの群として見なし、感染症が蔓延したり、ケンカで怪我を負ったりしないよう、群全体の健康状態を維持しながら、一頭でも多くの動物を一般家庭に譲渡する考え方・手法

### ●終生飼養

動物の寿命が尽きるまで適正に飼養すること

### ●重症熱性血小板減少症候群（SFTS）ウイルス

主にマダニに刺されて感染する。全国的に注意が必要。初期症状は発熱、全身倦怠感、消化器症状で、重症化し死亡することもある。マダニが多く生息する場所に入る際は肌の露出を少なくするほか、ペットの犬や猫の駆虫も重要となる。

### ●譲渡ボランティア

動物愛護センター等に収容された飼い主のいない犬や猫を引き出し、自宅での一時預かりやケアを行いながら、新しい飼い主を探す支援者

## た行

### ●多頭飼育問題

飼い主が世話できる頭数以上に犬や猫を増やしてしまい、ついには世話ができなくなり破綻してしまう問題

### ●動物愛護週間

広く国民の間に、命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めることを目的とし、動物愛護管理法により定められているもの。毎年9月20日から9月26日。柏市では、毎年、動物愛護週間と関連付けたフェスティバル等を開催している

### ●動物愛護推進員

動物愛護推進員は動物愛護管理法により定められ、地域における動物の愛護の推進に熱意と見識を有する者を都道府県知事等が委嘱する

### ●動物取扱業

第一種動物取扱業は、動物の販売・保管等を業としてを行う場合に、市長の登録を受けて営業するもの。第二種動物取扱業は、非営利で譲渡等を行う場合に、市長への届出が必要であるもの

●動物取扱責任者

第一種動物取扱業の事業所に、十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有する者のうちから選任される者

●動物由来感染症

人と動物とに感染性を示す感染症の総称。人獣共通感染症、ズーノーシスともいう。狂犬病もその一つ

●特定動物

ライオン、トラ等、人の生命、身体、財産に害を及ぼす恐れがある動物として政令で定められた動物で、許可なく飼養や保管ができない動物。令和 2 年 6 月 1 日から愛玩目的などで新たに飼養することが禁止されている

●注射済票

狂犬病予防注射を受けた犬の飼い主に交付されるプレートで、飼い主は狂犬病予防注射を受けた犬に装着する義務がある

●TNR

TNR とは、飼い主のいない猫を捕獲 (Trap) し、不妊去勢手術 (Neuter) を行った後、元の場所へ戻す (Return) 活動です。繁殖を抑制するなどの生活環境への被害の軽減を図り、人と猫が共生できる地域づくりを目指している

ま行

●マイクロチップ

直径 2mm×長さ 8mm～12mm ほどの円筒形の生体適合ガラスで覆われた電子標識器具。15桁の数字が書き込まれた IC チップが入っている。動物の皮下に注入し、専用の読み取り機 (リーダー) でデータを読み取り、登録データと照合することにより、所有者を特定することができる

●ミルクボランティア

母猫や母犬と離れてしまった生後間もない犬や猫を自宅で一時的に預かり、授乳や排泄補助、健康管理を行う支援者

各用語の解説は、他の解釈や条件等により異なる場合があるため、必要に応じて関連資料をご参照ください

関係法令

**動物の愛護及び管理に関する法律**

この法律は昭和 48 年に議員立法で制定された法律で、対象となる動物は、家庭動物、展示動物、産業動物 (畜産動物)、実験動物など、人により飼育される動物です。

動物の愛護に関する基本的な事項を定めることで、国民の間に動物を大切にする気風を育み、生命を尊重し、思いやりや平和を大切にする心を養うとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、人と動物が安心して共生できる社会を実現することを目的としています。

**動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針**

この指針は動物の愛護及び管理に関する法律に基づき平成 18 年に制定された基本方針です。人と動物が共生できる社会の実現のため、国や地方公共団体、関係団体などが共通の目標を持って総合的かつ計画的に取り組むことを目的として、動物愛護管理に関する施策の基本的な方向性を示しています。

**柏市動物の愛護及び管理に関する条例**

この条例は、平成 20 年に柏市が中核市に移行したことをもって制定されました。動物の愛護及び管理に関して必要な事項を定めることで、市民の動物愛護の精神を高めるとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することで、人と動物の共生を実現することを目的としています。

**狂犬病予防法**

この法律は昭和 25 年に制定された法律で、狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的とした法律です。